

# 飯田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

平成 24 年 4 月

飯 田 市



# 目 次

<b>1 計画の位置づけ</b>	
1. 1 計画の位置づけ	1
1. 2 計画目標年度	2
1) 計画対象期間	2
2) 計画目標年度	2
1. 3 計画対象区域	2
<b>2 ごみ処理の現状</b>	
2. 1 ごみの分別区分	3
2. 2 ごみの排出量	4
2. 3 ごみの収集・運搬	6
2. 4 ごみの処理施設	8
2. 5 ごみの処理体制	9
2. 6 ごみの処理量	11
2. 7 ごみの資源化	12
2. 8 ごみ処理のフロー	13
2. 9 ごみ処理の経費	14
2. 10 ごみ処理の主要課題	16
1) 前計画の評価	16
2) ごみの減量	17
3) ごみの処理に伴う環境負荷の低減	17
4) ごみの処理に伴う費用の低減	18
5) ごみの適正処理	18
6) ごみ処理施設更新に向けての協力	19
<b>3 将来の予測</b>	
3. 1 人口	20
3. 2 家庭系ごみ	20
3. 3 事業系ごみ	21
3. 4 将来ごみ排出量	21
3. 5 将来ごみ処理量	21
3. 6 資源ごみ	21
<b>4 計画の基本方針</b>	
4. 1 計画の基本方針	25
4. 2 施策の方向性及び事業の概要	27
1) リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）の推進	27
2) リサイクル（再資源化）の推進	27
3) 適正な処理の推進	27

4) 処理施設の適正管理と整備への協力	28
5) 啓発活動ほか	28
4. 3 計画の目標	29

## 5 ごみ処理基本計画

5. 1 リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）の推進	31
1) 家庭から排出されるごみの減量化の推進	31
2) 事業所から排出されるごみの減量化の促進	32
5. 2 リサイクル（再資源化）の推進	33
1) 原材料利用としてのリサイクル	33
2) バイオマスエネルギー利用としてのリサイクル	34
3) その他エネルギー利用としてのリサイクル	35
4) 市民・事業者のリサイクル活動支援	35
5) リサイクル製品の利用及び再利用の推進	36
5. 3 適正な処理の推進	37
1) 市民生活における適正処理の推進	37
2) 事業における適正処理の促進	38
3) 収集・運搬委託における適正処理の推進	38
4) 適正な処理のための調査研究等	39
5) 不法投棄対策の推進	39
6) 死亡獣畜の回収	40
5. 4 処理施設の適正管理と整備への協力	41
1) 最終処分場の適正な管理	41
2) 南信州広域連合が行う事業への協力	41
5. 5 啓発活動ほか	42
1) 地域団体との連携	42
2) 市民・事業者による自主的な活動の支援	42
3) 普及啓発の推進	43
4) 学校教育におけるごみの適正処理に関する知識の普及	43
5) 他の行政機関等との連携	44
5. 6 施策の体系と重点課題	45
1) 施策の体系	45
2) 重点課題	45
5. 7 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分	49
5. 8 一般廃棄物の適正な処理を実施する者に関する基本的事項	50
1) 収集及び運搬を実施する者に関する事項	50
2) 収集又は運搬の許可に関する事項	50
3) 処分を実施する者に関する事項	51

## 6 計画の運営管理

6. 1 計画の策定・改定 (Plan)	53
6. 2 計画に基づく施策の実施 (Do)	54

6. 3	計画の評価 (Check) .....	54
6. 4	基本計画及び実施計画の見直し (Act) .....	54

## 資料編

1	飯田市の概況 .....	55
	1) 人口動態 .....	55
	2) 産業動向 .....	56
2	ごみ処理の現状 .....	57
	1) ごみ組成 (家庭系生ごみ) 調査結果 .....	57
	2) 埋立ごみ (家庭系収集分) 組成調査結果 .....	58
	3) 燃やすごみ (家庭系収集分) 組成調査結果 .....	59
	4) 桐林クリーンセンターにおけるごみ搬入量 .....	59
3	将来の予測 .....	60
	1) 将来推計結果 .....	60
	2) 将来のごみ処理のフロー .....	68
	3) 国及び県における計画 .....	69
	4) 人口及びごみ排出量の推移と将来予測 .....	71
	5) グリーンバレー千代埋立計画 .....	73
4	ごみ処理基本計画 (目標値に係る実績値の推移) .....	74



# 1 計画の位置づけ

## 1. 1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として策定します。

本計画は、第5次飯田市基本構想において超長期を見通した将来都市像である「人も自然も美しく、輝くまち飯田 環境文化都市」と、飯田市の環境基本計画「21' いいだ環境プラン」における「廃棄物の減量と適正処理」を目指します。また、第5次基本構想で掲げた「文化経済自立都市」の実現に向けた「人の営みと自然・環境が調和したまちづくり」を目指し、「環境モデル都市」※1として、また「明日の環境首都賞」※2受賞市として、廃棄物の減量、リサイクル及び廃棄物の適切な処理を推進していきます。

※1 低炭素社会の目指す姿を具体的なイメージで分かりやすく示すために、高い目標を掲げてチャレンジする環境先進都市のことで、現在、飯田市を含む全国13の都市が国から選ばれています。

※2 平成22年度に行われた「日本の環境首都コンテスト」において飯田市は総合2位となりましたが、総合1位で『日本の環境首都』の称号を得た水俣市に匹敵するという高い評価を得て、飯田市に贈られた賞。このコンテストは、環境首都コンテスト全国ネットワーク（NPO/NGOによるネットワーク）が、平成13年度から平成22年度まで開催したもので、応募自治体は環境施策が総合評価されて順位付けされ、上位の都市が表彰されます。飯田市は、過去10回にすべて応募しており、平成22年度に最高の2位を獲得しました。

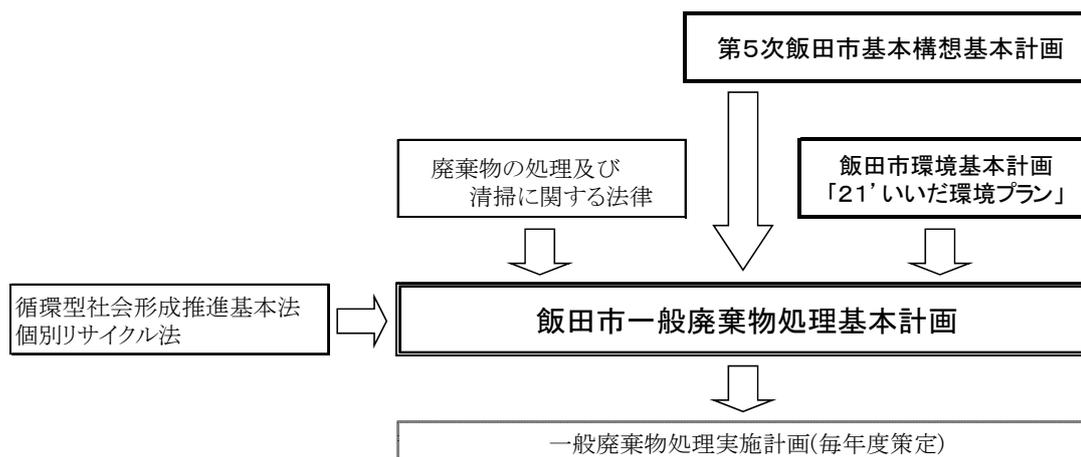


図 1-1 計画の位置づけ

## 1. 2 計画目標年度

### 1) 計画対象期間

本計画の対象期間は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの 5 年間とします。

### 2) 計画目標年度

本計画の目標年度を平成 28 年度（2016 年度）とします。

	平成(年度)														
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
一般廃棄物処理 基本計画	前計画					本計画									
第5次飯田市 基本構想基本計画	第5次										第6次				
環境基本計画 「21'いいだ環境プラン」	第2次改訂					第3次改訂									

図 1-2 計画対象期間

## 1. 3 計画対象区域

本計画の対象区域は、飯田市全域とします。

## 2 ごみ処理の現状

### 2. 1 ごみの分別区分

飯田市における、家庭系ごみの分別区分と種類は表 2-1 に示すとおりです。

表 2-1 家庭系ごみの分別区分と種類

分別区分		種 類	
燃やすごみ(可燃ごみ)※ <sup>1</sup>		紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、生ごみ（市長が指定した区域以外において排出されるものに限る。）、布団類、木製家具	
埋立ごみ(不燃ごみ)※ <sup>1</sup>		ビニール類又はプラスチック類でできたもの及び大半がこれらのものでできたもの、ガラス類、皮製品、せともの、蛍光管、灰、カーペット 小型家電（法令の規定に基づき再生利用すべきものを除く。）	
特定ごみ		乾電池、水銀体温計、使い捨てライター	
資源ごみ	紙資源	段ボール	段ボール
		新聞紙	新聞紙
		その他紙	雑誌、チラシ、牛乳パック、ジュースパックなど段ボール及び新聞紙のいずれにも該当しない紙
	金属資源		缶及び金属類
	ガラスびん	透明	ガラス製のジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、透明なガラスでできたもの
		茶	ガラス製のジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、茶色のガラスでできたもの
		その他	ガラス製のジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、透明又は茶色以外の色のガラスでできたもの
	ペットボトル※ <sup>2</sup>		ポリエチレンテレフタレート（PET）を原料に成型された飲料、しょうゆ等のプラスチック製容器
	プラ資源※ <sup>2</sup>		商品が入っていたプラスチック又はビニール製の容器包装（ペットボトルを除く。）
	生ごみ		市長が指定した区域において排出される生ごみ
粗大ごみ		ソファ、音響機器、マッサージ機、机、本棚、その他市長が認めるもの	

※<sup>1</sup>：国の一般廃棄物処理実態調査では“燃やすごみ”は“可燃ごみ”、“埋立ごみ”は“不燃ごみ”とされています。飯田市では環境への配慮により、プラスチック類を焼却処理していません。燃やしてよいものかどうか環境への影響を考えて分別している気持ちの表れが「燃やすごみ」と呼んでいる理由です。

※<sup>2</sup>：容器包装リサイクル法に基づく。

## 2. 2 ごみの排出量

飯田市のごみの排出量の推移は表 2-2 及び図 2-1 に示すとおりです。

平成 18 年度から平成 22 年度にかけて家庭系ごみは 3,450 t (12.7%) 減少しました。事業系ごみは平成 19 年度に増加したものの、平成 18 年度から平成 22 年度にかけては 120 t (2.2%)、ごみの総排出量は 3,570 t (10.9%) それぞれ減少しました。また、この間、総人口<sup>※1</sup>は 2,809 人減少しました。

表 2-2 ごみ排出量の推移

項目	単位	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総人口 <sup>※1</sup>	人	110,639	110,053	109,424	108,485	107,830
総排出量	t/年	32,730	32,111	31,755	29,673	29,160
家庭系ごみ	t/年	27,211	26,295	25,986	24,291	23,761
計画収集量	t/年	24,153	23,229	22,600	22,183	21,700
燃やすごみ	t/年	13,358	12,979	12,571	12,159	11,837
埋立ごみ	t/年	2,276	2,113	2,034	2,014	1,987
資源ごみ	t/年	8,519	8,137	7,995	8,010	7,876
紙資源	t/年	5,367	5,164	5,103	5,126	4,995
金属資源	t/年	861	746	663	698	615
ガラスびん	t/年	478	470	479	429	452
ペットボトル	t/年	107	101	99	92	90
プラ資源	t/年	1,532	1,467	1,455	1,474	1,542
その他	t/年	14	22	14	14	13
生ごみ	t/年	160	167	182	177	169
直接搬入量 <sup>※2</sup>	t/年	1,724	1,731	2,188	1,051	878
燃やすごみ	t/年	665	701	696	649	632
埋立ごみ	t/年	1,059	1,030	1,492	402	246
集団回収量	t/年	1,334	1,335	1,198	1,057	1,183
紙類	t/年	1,334	1,335	1,198	1,057	1,183
事業系ごみ	t/年	5,519	5,816	5,769	5,382	5,399
直接搬入量 <sup>※2</sup>	t/年	5,519	5,816	5,769	5,382	5,399
自家処理量 <sup>※3</sup>	t/年	671	667	664	658	654
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	674	655	651	613	604
総ごみ排出原単位	g/人・日	810	799	795	749	741

※1: 総人口は、各年とも9月末日時点の住民基本台帳人口に外国人登録者を加えたもの。

※2: 直接搬入量は、桐林グリーンセンターにおける分類により、家庭系と事業系に振り分けた。

平成18年度から20年度については平成21年度の比率を用いて振り分けた。

※3: 自家処理量は、家庭などで自ら処理するごみの量について、平成23年度に飯田市が実施した「ごみ組成(生ごみ)調査結果」から推計した。

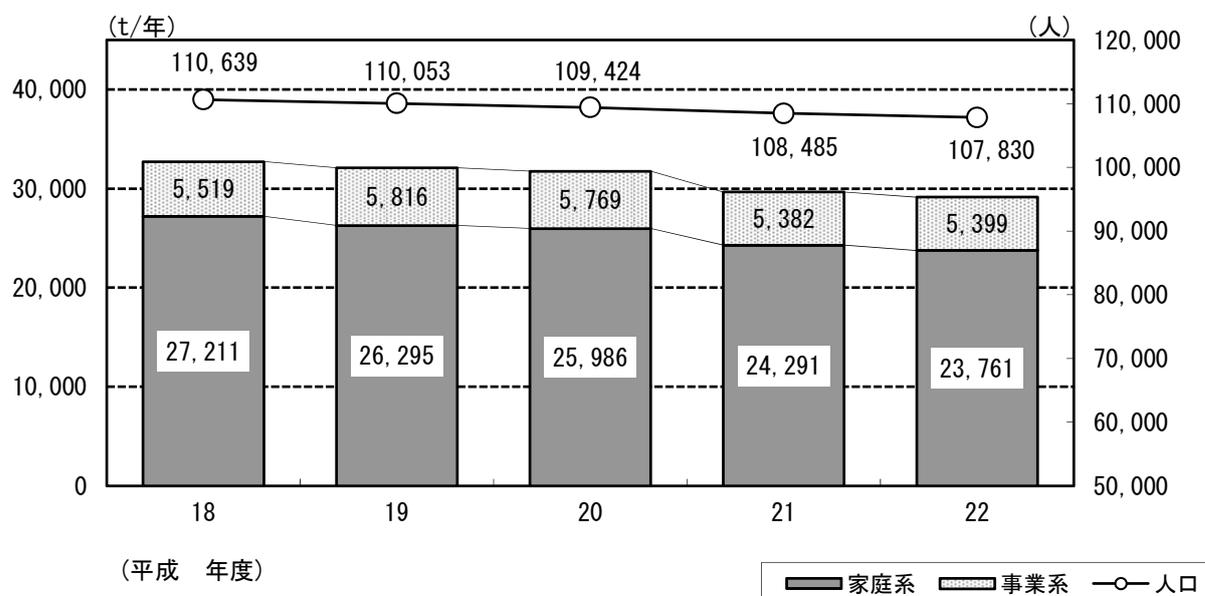


図 2-1 ごみ排出量の推移

家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総ごみの 1 人 1 日あたり排出量の推移は表 2-2 及び図 2-2 に示すとおりです。平成 21 年度の 1 人 1 日あたりの排出量は、全国の人口 10 万人以上 50 万人未満の市町村の中で少ない方から 5 番目となっています※4。

平成 18 年度から平成 22 年度にかけて、1 人 1 日あたり排出量は家庭系ごみで 70 g (10.4%)、総ごみで 69 g (8.5%) 減少しました。減少傾向は全国平均と同様ですが、平成 21 年度において総ごみの排出量は全国平均より 245 g 少なくなっています。

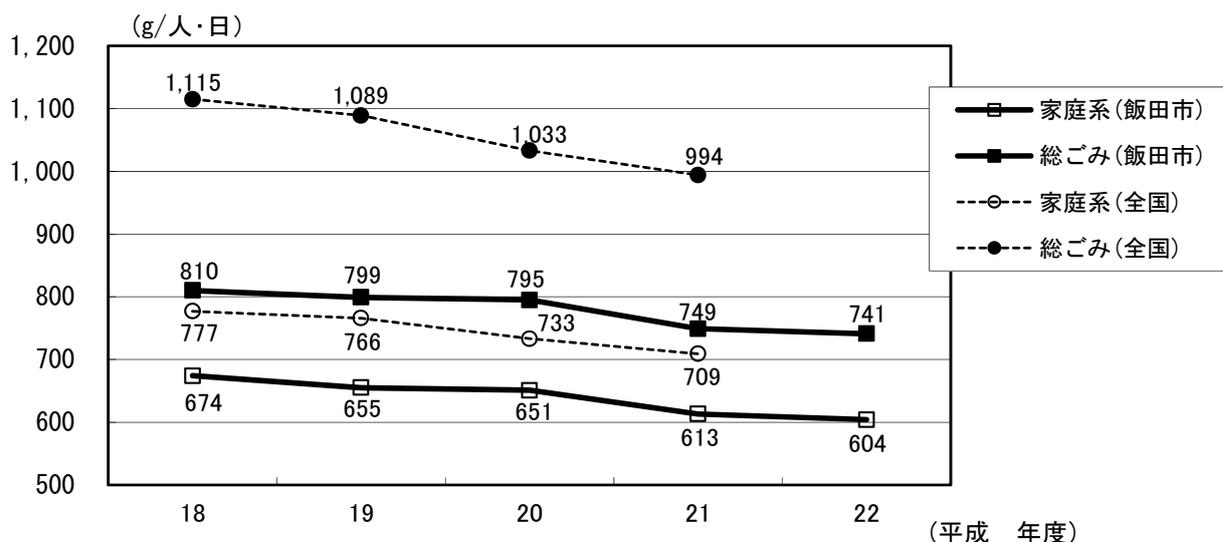


図 2-2 1 人 1 日あたり排出量の推移※5

※4・5 出典:平成 22 年度を除き、全国の値は一般廃棄物処理実態調査結果による

## 2. 3 ごみの収集・運搬

飯田市における家庭系ごみの収集・運搬の状況は表 2-3 に示すとおりです。

家庭系ごみは 10 の分別区分により飯田市が業者に委託して収集を行っています。  
分別区分ごとの一般廃棄物の種類は表 2-1 に示したとおりです。

表 2-3 家庭系ごみの収集・運搬状況

分別区分		収集方式※ <sup>3</sup>	収集回数	手数料	
				収集	直接搬入
燃やすごみ(可燃ごみ)		集積所	週 2～3回	30円(小袋) 60円(大袋) 120円 (袋に入らない規定の 大きさまでのもの)	10kg 230円※ <sup>5</sup>
埋立ごみ(不燃ごみ)		集積所	月2回	60円(大袋) 120円 (袋に入らない規定の 大きさまでのもの)	10kg 150円※ <sup>6</sup>
特定ごみ※ <sup>1</sup>		集積所	月2回	無料	—
資源ごみ	紙資源 (段ボール、新聞紙、その他紙)	集積所	月2回	無料	無料※ <sup>7</sup>
	金属資源				
	ガラスびん (透明、茶、その他)	リサイクル ステーション	2月に 1回	無料	—
	ペットボトル	集積所	週1回	無料	—
	プラ資源				
生ごみ(市長が指定した区域 において排出される生ごみ)		集積所※ <sup>4</sup>	週 2～3回	無料	—
粗大ごみ※ <sup>2</sup>		戸別収集	年2回	表 2-4 参照	—

※1：乾電池、使い捨てライター、水銀体温計を指す。

※2：長さ、幅、高さの合計が 500cm 未満のものまでが対象。

※3：集積所…市内の家庭から排出される「燃やすごみ」、「埋立ごみ・特定ごみ」、「資源ごみ(プラ資源・金属資源・紙資源)」を収集するために、指定された場所。

リサイクルステーション…市内の家庭から排出される「資源ごみ(ガラスびん、ペットボトル)」をリサイクル回収するために指定され、毎週土曜日の朝に設置される場所。

※4：中心市街地の一部地域を対象に収集。

※5：桐林クリーンセンターの受入料金。

※6：飯田市最終処分場(グリーンバレー千代)の受入料金。

※7：民間業者への搬入。

ごみ処理手数料については、燃やすごみと埋立ごみ、粗大ごみで徴収しており、燃やすごみと埋立ごみでは、証紙付指定袋や証紙の購入を通じ、市民が排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担する仕組みとしています。

また、粗大ごみについては、長さ、幅、高さの合計に応じた表 2-4 に示す手数料

を負担する仕組みとなっており、手数料にはごみ処理費用負担分が含まれています。

表 2-4 粗大ごみの処理手数料

長さ、幅、高さの合計	手数料
150cm 未満	1,150 円
150cm 以上 200cm 未満	1,800 円
200cm 以上 250cm 未満	2,450 円
250cm 以上 300cm 未満	3,100 円
300cm 以上 350cm 未満	3,750 円
350cm 以上 400cm 未満	4,400 円
400cm 以上 450cm 未満	5,050 円
450cm 以上 500cm 未満	5,700 円
500cm 以上	収集しない

事業系一般廃棄物については、事業者が自らの責任において適正に処理することとしています。収集または運搬については、自らまたは一般廃棄物収集運搬許可業者によるものとしています。一般廃棄物処理の委託及び許可件数は表 2-5 に示すとおりです。

表 2-5 一般廃棄物処理委託及び許可件数

単位：件

区分	収集運搬 <sup>※3</sup>	中間処理 <sup>※4</sup>	最終処分 <sup>※5</sup>	合計
委託 <sup>※1</sup>	9	9	0	18
許可 <sup>※2</sup>	68	6	0	74

※1 委託：飯田市が家庭系一般廃棄物の収集、運搬または処理の委託を行っている件数。

※2 許可：飯田市が家庭系または事業系の一般廃棄物の収集、運搬または処理について許可した件数。

※3 収集運搬：家庭系または事業系の一般廃棄物について、集めるまたは運ぶこと。

※4 中間処理：家庭系または事業系の一般廃棄物について、焼却、選別、圧縮、梱包等の処理を行うこと。

※5 最終処分：家庭系または事業系の一般廃棄物について、埋め立て処分を行うこと。

## 2. 4 ごみの処理施設

ごみの中間処理施設の概要は表 2-6 に示すとおりです。飯田市堆肥センターでは、一部地域の家庭から排出される生ごみを堆肥化しています。また、南信州広域連合ごみ中間処理施設「南信州広域連合ごみ中間処理施設桐林クリーンセンター」ではガス化溶融炉により、燃やすごみの溶融処理を行っています。

飯田市最終処分場(埋立処分地)については、平成 20 年度に計画埋立容量 101,000 m<sup>3</sup>の「グリーンバレー千代」を整備しました。グリーンバレー千代の概要を表 2-7 に、埋立計画を表 2-8 に示します

表 2-6 中間処理施設の概要

施設名称	所在地	種 別	処 理 能 力	備 考
飯田市堆肥センター	飯田市下久堅 下虎岩 317 番地 19	堆肥化施設	23t/日	平成 16 年 6 月供用
桐林クリーンセンター	飯田市桐林 2254 番地 47	溶融施設	全連続燃焼式 ガス化溶融炉 46.5 t /24 h × 2 炉	平成 15 年 3 月供用

表 2-7 最終処分場の概要

施設名称	所在地	種 別	処 理 能 力	備 考
飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	飯田市千栄 1677 番地 4	埋立処分地 (管理型)	埋立面積 13,800 m <sup>2</sup> 埋立容量 101,000 m <sup>3</sup>	平成 21 年 4 月供用 平成 35 年度終了 予定

表 2-8 グリーンバレー千代埋立計画

単位：m<sup>3</sup>

平成 年度	計画 埋立容積	計画埋立 容積累計	実績埋立 容積	実績埋立 容積累計
21	9,252	9,252	9,252	9,252
22	4,972	14,224	4,972	14,224
23	5,221	19,445	—	—
24	5,094	24,539	—	—
25	6,993	31,532	—	—
26	4,767	36,298	—	—
27	4,720	41,019	—	—
28	4,525	45,544	—	—
:				
35	6,039	100,409	—	—

## 2. 5 ごみの処理体制

飯田市の家庭系ごみの処理体制は表 2-9 に示すとおりです。

燃やすごみについては、桐林クリーンセンターで溶融処理しています。

埋立ごみについては、グリーンバレー千代で埋立処分しています。

特定ごみのうち乾電池と水銀体温計は、グリーンバレー千代の保管場所で選別・保管後に再資源化工場へ搬送しています。ライターについてはグリーンバレー千代でガスの点検を行った後に同所で埋立処分しています。

資源ごみのうち、中心市街地の一部地域（JR 飯田線東側地域）で収集した生ごみは、飯田市堆肥センターで家畜排せつ物、きのこの廃培地などとともに堆肥化しています。その他の資源ごみについては、民間業者での中間処理後に再資源化工場へ搬送されています。

なお、中間処理で発生する残渣のうち溶融飛灰については、各市町村に桐林クリーンセンターでのごみ処理量に応じて処分量が配分され、飯田市ではグリーンバレー千代で埋立処分しています。

表 2-9 家庭系ごみの処理体制

分別区分		処理施設	処理方法
燃やすごみ(可燃ごみ)		桐林クリーンセンター	溶融処理
埋立ごみ(不燃ごみ)		グリーンバレー千代	埋立
特定ごみ	(乾電池、水銀体温計)	グリーンバレー千代	保管後に再資源化工場へ搬出
	(ライター)	グリーンバレー千代	ガス点検後に埋立
資源ごみ	紙資源 (段ボール、新聞紙、その他紙)	民間業者	再資源化工場へ搬出
	金属資源		
	ガラスびん (透明、茶、その他)		
	ペットボトル		
	プラ資源		
生ごみ(市長が指定した区域において排出される生ごみ)		飯田市堆肥センター	堆肥化
粗大ごみ		グリーンバレー千代	埋立
		桐林クリーンセンター	溶融処理

事業系一般廃棄物については、事業者が自らの責任において適正に処理することとしています。

燃やすごみについては、桐林クリーンセンターでの受け入れも行っており、溶融処理しています。

なお、グリーンバレー千代では事業系のごみは受け入れていません。

その他の一般廃棄物については、一般廃棄物処分業許可業者によるものとして  
います。一般廃棄物処理の委託及び許可件数は、7 ページの表 2-5 に示すとおりです。

## 2. 6 ごみの処理量

飯田市のごみ排出量のうち、飯田市が収集、運搬または処分を行う量である、処理量の推移は表 2-10 に示すとおりです。

平成 18 年度から平成 22 年度にかけて直接焼却（熔融）量は 1,674 t（8.6%）、最終処分量は 703 t（20.5%）それぞれ減少しました。

表 2-10 ごみ処理量の推移

項目	単位	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
中間処理量	t/年	19,702	19,663	19,218	18,367	18,037
直接焼却量 <sup>※1</sup>	t/年	19,542	19,496	19,036	18,190	17,868
堆肥化量 <sup>※2</sup>	t/年	160	167	182	177	169
中間処理後の残渣量 <sup>※3</sup>	t/年	793	1,219	950	1,277	1,291
中間処理による減量化量 <sup>※4</sup>	t/年	18,909	18,444	18,268	17,090	16,746
最終処分量	t/年	3,433	3,327	3,705	2,952	2,730
直接最終処分量 <sup>※5</sup>	t/年	3,335	3,143	3,526	2,416	2,233
処理後最終処分量 <sup>※6</sup>	t/年	98	184	179	536	497
総資源化量	t/年	10,388	10,340	9,782	9,631	9,684
直接資源化量	t/年	8,359	7,970	7,813	7,833	7,707
処理後再生利用量	t/年	695	1,035	771	741	794
集団回収量	t/年	1,334	1,335	1,198	1,057	1,183

※1：（直接焼却量）桐林クリーンセンターでの熔融量

※2：（堆肥化量）飯田市堆肥センターでの堆肥化量のうち、生ごみ分

※3：（中間処理後の残渣量）桐林クリーンセンターにおいて熔融処理後に発生した残渣及び飯田市堆肥センターで堆肥化処理された堆肥のうち生ごみ分

※4：（中間処理による減量化量）桐林クリーンセンターにおいて熔融処理された際に減量化された量

※5：（直接最終処分量）グリーンバレー千代において埋立処分された委託収集及び直接搬入の埋立ごみの量

※6：（処理後最終処分量）グリーンバレー千代において埋立処分された桐林クリーンセンターから搬入された固化灰及び飯田環境センター竜水園から搬入されたし尿焼却灰の量

## 2. 7 ごみの資源化

飯田市のごみの資源化量の推移は表 2-11 に示すとおりです。

平成 18 年度から平成 22 年度にかけて家庭系資源ごみの収集量（直接資源化量）は 652 t（7.8%）、集団回収量は 151 t（11.3%）それぞれ減少しました。同じ期間、処理後再生利用量は溶融スラグが 96 t（19.8%）増えたことで 99 t（14.2%）の増となりましたが、資源化量の合計は 704 t（6.8%）減少しました。

一方、同じ期間にごみの総排出量も 3,570 t 減少したため、総排出量に対するリサイクル率は 31.7%から 33.2%に、1.5 ポイント増加しました。

なお、溶融スラグは、建設材料等としての利用を進めていますが、利用できなかったものは覆土材の一部としてグリーンバレー千代に埋め立えています。

表 2-11 資源化量の推移

項目	単位	平成				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総資源化量	t/年	10,388	10,340	9,782	9,631	9,684
直接資源化量	t/年	8,359	7,970	7,813	7,833	7,707
紙類	t/年	5,367	5,164	5,103	5,126	4,995
金属類	t/年	861	746	663	698	615
ガラス類	t/年	478	470	479	429	452
ペットボトル	t/年	107	101	99	92	90
プラスチック類	t/年	1,532	1,467	1,455	1,474	1,542
その他	t/年	14	22	14	14	13
処理後再生利用量	t/年	695	1,035	771	741	794
金属類	t/年	50	59	58	34	44
堆肥 <sup>※1</sup>	t/年	160	167	182	177	169
溶融スラグ <sup>※2</sup>	t/年	485	809	531	530	581
集団回収量	t/年	1,334	1,335	1,198	1,057	1,183
紙類	t/年	1,334	1,335	1,198	1,057	1,183
ごみの総排出量	t/年	32,730	32,111	31,755	29,673	29,160
リサイクル率 <sup>※3</sup>	%	31.7	32.2	30.8	32.5	33.2

※1: 堆肥は、市内一部地域内において分別収集された生ごみの堆肥化分の量。

※2: 溶融スラグのうち、グリーンバレー千代への埋め立て量は、平成21年度が291t、平成22年度が172t。

※3: リサイクル率は総資源化量÷ごみの総排出量×100で算定した。

## 2. 8 ごみ処理のフロー

平成 22 年度における飯田市のごみ処理のフローは図 2-3 に示すとおりです。

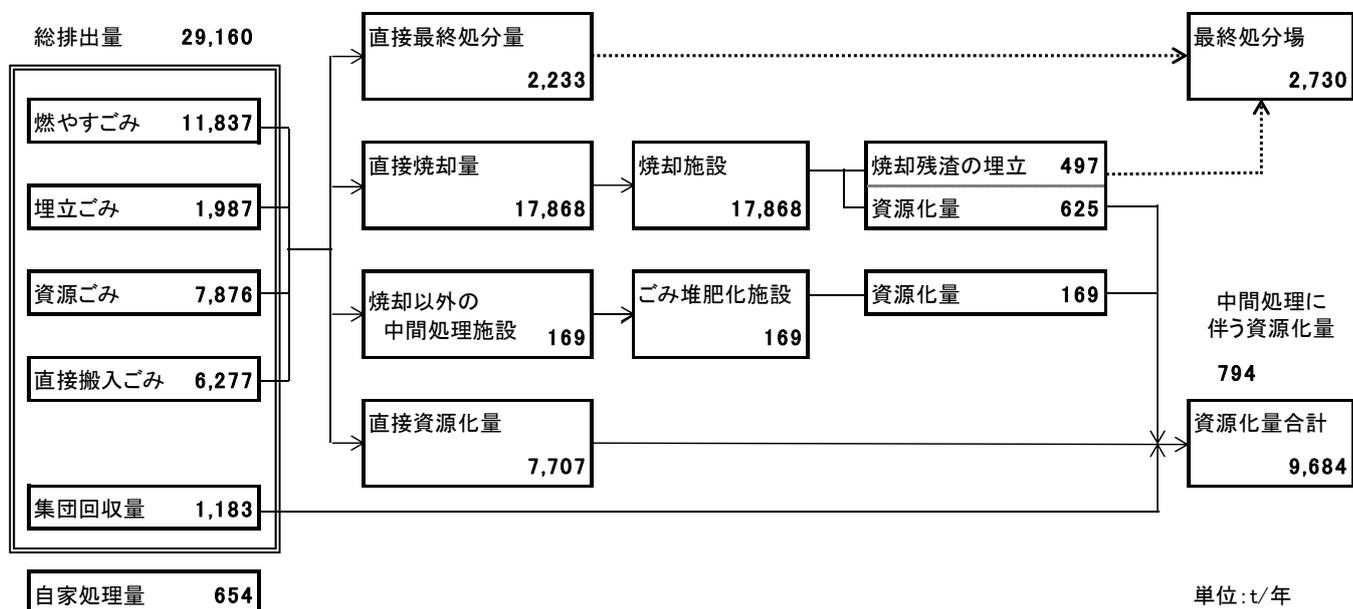


図 2-3 ごみ処理のフロー

## 2. 9 ごみ処理の経費

飯田市のごみ処理経費の推移は表 2-12 に示すとおりです。

ごみ処理経費は、ごみ処理施設の整備やごみの処理量等に応じて変動しますが、平成 22 年度の経費はおよそ 10 億 4 千 8 百万円、1 人あたり 9,724 円となっています。

表 2-12 ごみ処理経費の推移

単位：千円

項目	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
建設・改良費					
工事費					
最終処分場	9,039	11,841	52,049	189,352	162,207
(組合分担金)	0	0	0	120	12,158
小計	9,039	11,841	52,049	189,472	174,365
処理及び維持管理費					
人件費	39,335	62,823	56,381	55,573	54,352
処理費					
収集運搬費	23,733	22,294	19,791	18,549	17,659
中間処理費	48,418	29,055	18,174	40,546	42,328
最終処分費	21,443	13,771	11,855	18,375	29,508
委託費					
収集運搬費	281,103	280,849	282,428	284,219	284,027
中間処理費	192,327	196,996	196,669	168,623	169,541
最終処分費	0	0	0	12,676	0
(組合分担金)	272,291	281,171	283,405	276,708	276,756
小計	878,650	886,959	868,703	875,269	874,171
合計	887,689	898,800	920,752	1,064,741	1,048,536
総人口(人)	110,639	110,053	109,424	108,485	107,830
1人あたり経費(円)	8,023	8,167	8,415	9,815	9,724

※各年度の国の一般廃棄物処理実態調査の数値を基に、桐林クリーンセンター及び飯田市最終処分場（グリーンバレー千代）の建設費並びに工事費、50万円以上の備品について使用等年数に応じて費用配分を行った。

その内訳は図 2-4 に示すとおり、桐林クリーンセンター及びグリーンバレー千代の建設費が約 3 億百万円 (28.7%)、桐林クリーンセンター運営費が約 2 億 8 千 9 百万円 (27.5%)、収集運搬費が約 2 億 8 千 4 百万円 (27.1%)、人件費が約 5 千 4 百万円 (5.2%)、最終処分費が約 3 千 4 百万円 (3.3%)、工事費や備品費が約 1 千 6 百万円 (1.5%)、その他約 7 千万円 (6.7%) となっています。

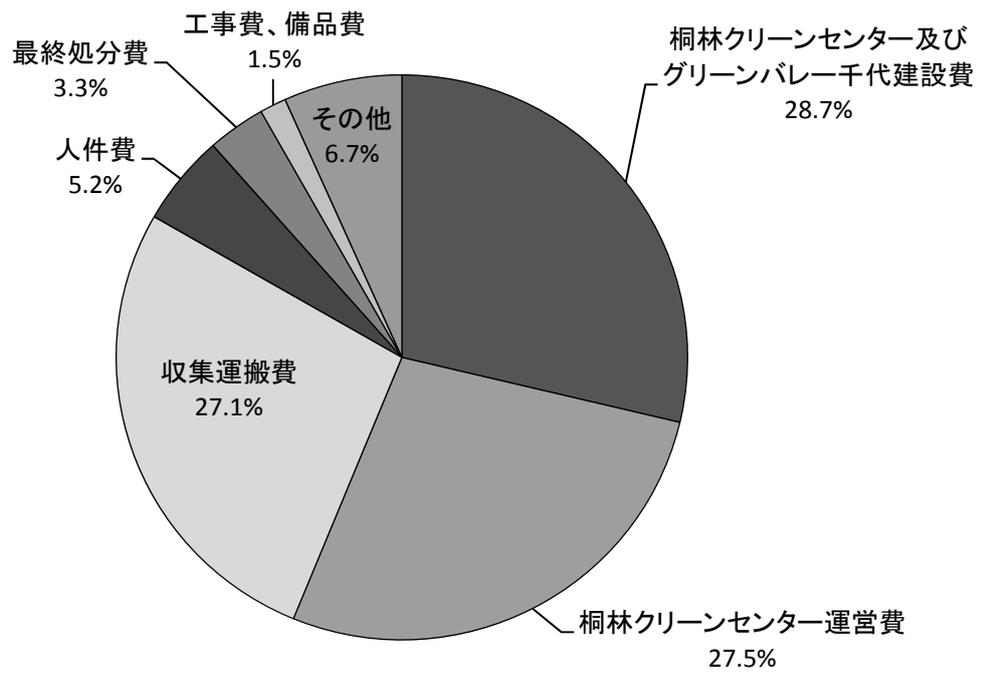


図 2-4 ごみ処理経費の内訳（平成 22 年度）

## 2. 10 ごみ処理の主要課題

### 1) 前計画の評価

平成 22 年度のごみ処理量やリサイクル率と、前計画（計画期間：平成 19 年度～23 年度）における当該年度の計画値を比較した結果を表 2-13 に示します。

人口の実績値は計画値を 3,172 人下回りました。ごみの総排出量の実績も、家庭系ごみ、事業系ごみともに計画値を下回ったため、計画値よりも 3,240 t 下回りました。

1 人 1 日あたりの排出量の実績では、家庭系で計画値よりも 12g/人・日、総ごみで 59g/人・日下回りました。また、直接焼却（溶融）量は 3,132 t、最終処分量は 1,204 t、それぞれ計画値を下回りました。

飯田市の環境基本計画「21' いいだ環境プラン」の計画値については、達成年度が平成 23 年度となっており、家庭系ごみ計画収集量+直接搬入量は平成 22 年度において計画値を達成する形となっていますが、より良い生活環境を目指して今後もさらなるごみの減量と再資源化を促進していく必要があります。

表 2-13 ごみ処理量等の実績値と計画値の比較（平成 22 年度）

項目	単位	実績値	計画値	
			前計画	環境プラン <sup>※1</sup>
人口	人	107,830	111,000	—
家庭系ごみ排出量	t/年	23,761	24,960	—
事業系ごみ排出量	t/年	5,399	7,440	—
総排出量	t/年	29,160	32,400	—
家庭系ごみ計画収集量+直接搬入量	t/年	22,578	25,200	25,100以下
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	604	616	—
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	137	184	—
総ごみ排出原単位	g/人・日	741	800	—
資源化量	t/年	9,684	10,250	—
リサイクル率	%	33.2	31.6	—
家庭系ごみリサイクル率 <sup>※2</sup>	%	34.9	35.2	35以上
直接焼却量	t/年	17,868	21,000	—
最終処分量	t/年	2,730	3,934	—

※1: 環境プランは飯田市環境基本計画「21' いいだ環境プラン」を指し、計画値は平成23年度のもの。

※2: 家庭系資源ごみ収集量÷(家庭系ごみ計画収集量+直接搬入量)×100

## 2) ごみの減量

ごみの排出量は家庭系、事業系ともに減少してきています。環境省が毎年行っている「一般廃棄物処理実態調査」の結果によると、平成 21 年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量について、飯田市は全国の人口 10 万人以上 50 万人未満の市町村の中では少ない方から 5 番目となっていますが、まだ削減の余地を残しています。

このため、生産・流通の各段階において徹底してごみの発生を抑制する取組みを行うとともに、消費の段階においては環境に配慮した消費行動をとることにより、ごみの発生を抑制していくことが必要です。その上で排出されるごみについては可能な限り再利用、再資源化を行うことにより限りある資源を有効に利用し、バイオマス<sup>※1</sup>などの新たな地域資源も活用した循環型社会を構築していく必要があります。

※1 バイオマス：再生可能な有機資源のこと。具体的には生ごみ、木や竹、家畜排せつ物など。

## 3) ごみの処理に伴う環境負荷の低減

ごみの排出量が減少し、ごみの処理量も減少してきていますが、ごみの処理に伴う焼却（溶融）や埋め立てなどにより、少なからぬ環境への負荷を与えています。

### (1) 中間処理（溶融）量の減量

中間処理量のうち直接焼却（溶融）量は平成 18 年度から平成 22 年度にかけて 1,674 t 減少しましたが、平成 22 年度において 17,868 t あり、家庭系収集可燃ごみではそのうちおよそ 43.3%<sup>※2</sup>を生ごみが占めています。

生ごみについては現在、中心市街地の一部で収集を行い、飯田市堆肥センターで家畜排せつ物やきのこの廃培地などとともに堆肥化を行っていますが、堆肥の品質確保のための処理量の制約から、生ごみ処理の拡大には限界があります。さらなる焼却（溶融）量の減量のためには、バイオマス資源としてメタンガス化などのエネルギー利用についても研究を進める必要があります。

また、生ごみのほかにも、資源として再利用できる紙類が燃やすごみに混入していることから、さらに分別を徹底することにより、減量を図る必要があります。

※2：資料編 57 ページ「ごみ組成（生ごみ）調査結果」参照。

### (2) 最終処分量の減量

最終処分量は平成 18 年度から平成 22 年度にかけて 703 t 減少しましたが、平成 22 年度において 2,730 t あり、ごみの総排出量の 9.4%を占めています。

一方、容器包装以外のプラスチック類は、埋立ごみとして最終処分してい

ますが、直接最終処分量の4割以上<sup>※3</sup>を占めています。

石油を原料とするプラスチック類は高い熱量を持っているとともに、重量あたりの容積が大きいという特性があります。グリーンバレー千代の残余容量を確保するためには、埋立ごみの減容化及び安定化を図る必要があります、プラスチック類の中間処理について、そのエネルギー利用にも資することから研究が必要となっています。

※3：資料編 58 ページ「埋立ごみ組成調査結果」参照。

#### 4) ごみの処理に伴う費用の低減

ごみの処理には収集・運搬から処理と、それぞれの段階で多額の費用がかかります。飯田市では平成11年12月からごみ処理費用負担制度（排出量単純比例型<sup>※4</sup>）を導入し、ごみの排出者にごみ処理手数料の負担を求めており、ごみの排出を少なくすれば、費用負担も少なくなるという仕組みにより、ごみの減量、ひいてはごみ処理費用の低減を図っています。

しかし、同じ量・質のごみでもその処理の方法によって費用も異なってくるため、今後のごみ処理方法を検討する際には、費用を比較し、その低減を図っていく必要があります。

※4：ごみの排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式で、単位ごみ量あたりの料金は排出量にかかわらず一定。

#### 5) ごみの適正処理

12ページの表2-11に示すとおり、ごみの再資源化は進んできていますが、埋立ごみの中には再資源化が可能なガラスびん、缶などが多数混入しています<sup>※5</sup>。また、事業系のごみが地域の集積所に出されたり、ごみの分別が正しく行われていなかったりするなど、ごみの排出ルールが必ずしも守られてはいません。

容器包装リサイクル法に基づいて処理を行っているプラ資源については、制度に基づきその分別状況が評価され、分別が悪い市町村には還元金<sup>※6</sup>が受け取れなくなるほか、ひどい場合はごみを引き取ってもらえなくなるなどの措置があります。

また、高齢化が進む中、ごみの分別や集積所、リサイクルステーションへのごみ出し等、現在の仕組みについての再検討も必要となっています。

一方、ごみの不適正な処理として、ポイ捨ても含むごみの不法投棄が問題となっており、対策が必要となっています。

※5：資料編 58 ページ「埋立ごみ組成調査結果」参照。

※6：プラ資源等の容器包装の汚れや異物の除去を徹底して行って分別したものの品質を高めたり、収集等のコストを削減したりすることで、実際にリサイクルにかかった費用が予めかかるであろうと想定された額を下回った場合に、市町村に支払われるこれらの差額の1/2のお金。

## 6) ごみ処理施設更新に向けての協力

燃やすごみの処理を行っている南信州広域連合の桐林クリーンセンターは、連合を構成する13市町村のごみ処理を行っていますが、平成22年度において、飯田市からのごみは処理量全体の76%※7を占めており、飯田市の廃棄物施策に伴うごみの量及び質の変動が施設の運営に与える影響が大きくなっています。

桐林クリーンセンターは平成14年度の稼働開始から9年が経過し、今後、施設の更新へ向けての検討を行っていかなければなりません。新施設の効率的かつ適正な運営のためには、将来の飯田市のごみ分別、収集運搬体制の計画検討によりごみの量や質などを見定め、新施設の規模や処理方式等のあり方の検討に反映させていくことが必要となっています。

※7：資料編59ページ「桐林クリーンセンターにおけるごみ搬入量」参照。

### 3 将来の予測

飯田市の将来人口、将来におけるごみの排出量の推計結果は表 3-2 及び資料編※に示すとおりです。

※ 資料編 60 ページ～67 ページ「将来推計結果」参照。

#### 3. 1 人口

表 3-1 及び表 3-2 に示すとおり、本計画の目標年度である平成 28 年度（2016 年度）における人口は、第 5 次飯田市基本構想基本計画における計画値としました（資料編参照）。

表 3-1 将来人口の予測

単位：人

予測の種類	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成32年 (2020年)	平成33年 (2021年)
国立社会保障・人口問題研究所の推計※ <sup>1</sup>	105,604	—	101,696	—	97,210	—
コーホート変化率法による推計※ <sup>2</sup>	105,335	—	100,816	—	95,412	—
第5次基本構想基本計画の計画人口	—	107,000	—	102,000	—	—
(高齢化率)※ <sup>3</sup>	28.2%			31.7%		
広域連合ごみ処理基本計画の推計人口※ <sup>4</sup>	109,911	109,635	108,534	108,259	107,157	106,882
実績値(住民基本台帳人口+外国人登録人口)	107,830	107,223	—	—	—	—
推計式による人口※ <sup>5</sup>						
二次曲線式	—	106,906	102,755	101,558	96,136	94,621
一次指数曲線式	—	107,144	104,356	103,671	100,974	100,311
ロジスティック曲線式	—	108,641	108,942	109,017	109,318	109,393

※1: 国立社会保障・人口問題研究所の推計は、平成17年(2005年)を基準とするコーホート要因法によるもの。

※2: コーホート変化率法による推計は、平成22年(2010年)の国勢調査結果を基準とするもの。

※3: 65歳以上の高齢者人口が全人口に占める高齢化率は、平成22年(2010年)の国勢調査結果を基準とするコーホート要因法による平成27年(2015年)と平成32年(2020年)の年齢階級別の人口推計値より、直線補間で平成28年(2016年)の値を求めたもの。

※4: 広域連合ごみ処理基本計画の推計は、平成10年(1998年)～平成19年(2007年)実績を基にした一次傾向線による推計。

※5: 推計式は平成18年(2006年)から平成22年(2010年)までの5年間の実績値を基にしたもので、推計結果の低位、中位、高位のもののみを記載した。

#### 3. 2 家庭系ごみ

家庭系ごみのうち燃やすごみ、埋立ごみ、資源ごみ、直接搬入及び集団回収の将来 1 人 1 日あたり排出量は、時系列予測（推計式）で用いた平成 20 年度以降の実

績値に景気悪化の影響が考えられることから、最も減少幅の小さい推計値としました（資料編参照）。

目標年度である平成 28 年度における家庭系ごみ全体での 1 人 1 日あたり排出量は、平成 22 年度からは 26g/人・日（4.3%）減少する形となります。

### 3. 3 事業系ごみ

事業系ごみの将来排出量は、家庭系ごみと同様に景気悪化の影響が考えられることから、最も減少幅の小さい推計値としました（資料編参照）。

平成 28 年度における事業系ごみの排出量は 5,416 t/年で、平成 22 年度からは 17t/年（0.3%）増加する形となります。

### 3. 4 将来ごみ排出量

将来 1 人 1 日あたり排出量と将来人口等から求めた平成 28 年度におけるごみの排出量は、家庭系ごみで 21,530 t/年、事業系を加えた総排出量で 26,946 t/年となりました。

平成 22 年度からは家庭系ごみで 2,231 t/年、総排出量で 2,214 t/年減少することとなり、それぞれ 9.4%、7.6%の減少となります。

### 3. 5 将来ごみ処理量

平成 28 年度における焼却処理量は 16,809 t/年、最終処分量は 2,407 t/年で、平成 22 年度からは焼却処理量で 1,059 t/年、最終処分量で 323 t/年減少することとなり、それぞれ 5.9%、11.8%の減少となります。

### 3. 6 資源ごみ

平成 28 年度における資源化量は 8,789 t/年で、人口の減少などにより平成 22 年度からは 895 t/年減少することとなり、リサイクル率は平成 22 年度の 33.2%から 32.6%に 0.6 ポイントの微減となります。

この要因としては、集団回収について、少子化による担い手の減少により小中学校 P T A による回収量の減少が懸念されること、また店頭回収などの促進により、統計上のリサイクル率が低下することによります。



表3-2 人口及びごみ排出量の将来予測

項目	単位	実績値	推計値						備考
		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
人口	人	107,830	106,855	105,884	104,913	103,942	102,971	102,000	第5次基本構想基本計画の計画人口(平成28年度) <sup>※1</sup>
総排出量	t/年	29,160	28,887	28,499	28,015	27,653	27,338	26,946	
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	604	600	596	589	586	583	578	
計画収集量	g/人・日	551	547	544	539	537	534	531	
燃やすごみ	g/人・日	301	300	298	295	293	291	290	ハイオーダー曲線式による推計 <sup>※2</sup>
埋立ごみ	g/人・日	50	49	49	48	48	48	47	ハイオーダー曲線式による推計 <sup>※2</sup>
資源ごみ	g/人・日	200	198	197	196	196	195	194	
直接搬入量	g/人・日	22	25	24	23	22	22	21	
燃やすごみ	g/人・日	16	16	16	16	16	16	16	ハイオーダー曲線式による推計 <sup>※2</sup>
埋立ごみ	g/人・日	6	9	8	7	6	6	5	ハイオーダー曲線式による推計 <sup>※2</sup>
集団回収量	g/人・日	30	28	28	27	27	27	26	ハイオーダー曲線式による推計 <sup>※2</sup>
家庭系ごみ排出量	t/年	23,761	23,403	23,032	22,563	22,214	21,911	21,530	
計画収集量	t/年	21,700	21,336	21,023	20,648	20,355	20,069	19,780	
燃やすごみ	t/年	11,837	11,701	11,517	11,297	11,116	10,937	10,797	
埋立ごみ	t/年	1,987	1,911	1,894	1,838	1,821	1,804	1,750	
資源ごみ	t/年	7,876	7,724	7,612	7,513	7,418	7,328	7,233	
紙資源	t/年	4,995	4,938	4,873	4,817	4,758	4,702	4,646	ハイオーダー曲線式による原単位からの推計 <sup>※2</sup>
金属資源	t/年	615	601	580	559	543	530	514	ハイオーダー曲線式による原単位からの推計 <sup>※2</sup>
ガラスびん	t/年	452	441	433	429	421	417	410	ハイオーダー曲線式による原単位からの推計 <sup>※2</sup>
ペットボトル	t/年	90	90	89	84	83	83	82	ハイオーダー曲線式による原単位からの推計 <sup>※2</sup>
プラ資源	t/年	1,542	1,474	1,461	1,451	1,442	1,428	1,415	ハイオーダー曲線式による原単位からの推計 <sup>※2</sup>
その他	t/年	13	16	15	15	15	15	15	ハイオーダー曲線式による原単位からの推計 <sup>※2</sup>
生ごみ	t/年	169	164	161	158	156	153	151	家庭系の可燃ごみの1.4%
直接搬入量	t/年	878	975	927	881	835	827	782	
燃やすごみ	t/年	632	624	618	613	607	601	596	
埋立ごみ	t/年	246	351	309	268	228	226	186	
集団回収量	t/年	1,183	1,092	1,082	1,034	1,024	1,015	968	
事業系ごみ排出量	t/年	5,399	5,484	5,467	5,452	5,439	5,427	5,416	対数式による推計 <sup>※2</sup>
自家処理量	t/年	654	648	642	636	630	625	619	
中間処理量	t/年	18,037	17,973	17,763	17,520	17,318	17,118	16,960	
焼却処理量	t/年	17,868	17,809	17,602	17,362	17,162	16,965	16,809	家庭系の可燃ごみと直接搬入可燃ごみ、事業系の合計
堆肥化量	t/年	169	164	161	158	156	153	151	家庭系の可燃ごみの1.4%
最終処分量	t/年	2,730	2,761	2,696	2,592	2,530	2,505	2,407	家庭系の不燃ごみと直接搬入不燃ごみ、焼却処理量の2.8%
処理後再生利用量	t/年	794	787	777	766	757	747	739	堆肥化量と、焼却処理量の3.5%
うちスラグ	t/年	581	579	572	564	558	551	546	焼却処理量の3.25%
家庭系ごみ計画収集量+直接搬入量	t/年	22,578	22,311	21,950	21,529	21,190	20,896	20,562	
資源化量	t/年	9,684	9,439	9,310	9,155	9,043	8,937	8,789	
リサイクル率	%	33.2	32.7	32.7	32.7	32.7	32.7	32.6	
家庭系ごみリサイクル率 <sup>※3</sup>	%	34.9	34.6	34.7	34.9	35.0	35.1	35.2	

※1：平成22年の国勢調査結果を基準とするコーホート要因法による推計値101,145人に、政策的な増加数855人を加えたもので、平成23年度から27年度は直線補間で算定。

※2：備考欄に示す予測式は平成18年度から22年度の過去5年間の実績値の傾向に基づくもの。

※3：家庭系ごみリサイクル率=家庭系資源ごみ収集量÷(家庭系ごみ計画収集量+直接搬入量)×100



## 4 計画の基本方針

### 4. 1 計画の基本方針

飯田市では、「環境文化都市」を宣言する中で、「持続可能性」と「循環」を基本にしてライフスタイルから社会の有り様に至るまでを改めて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていくことを目指してきました。

廃棄物分野に目を転じれば、ごみの排出量が減少し、その処理量も減少してきている一方で、引き続き多量のごみが排出され、その処理には多大なコストが費やされているほか、少なからぬ環境への負荷を与えています。

排出されているごみの中にはまだ多くの再利用可能なものが含まれていることに加え、最終処分場などごみ処理にかかわる資源は有限であることから、できる限りごみの排出を抑制するとともに、排出されたものについては再使用、再生利用、熱回収などできる限り循環的な利用を行っていくことが必要となります。また、その上でもなお循環的利用が行えないものについては、適正な処分を確保することが必要となっています。

本計画は、「環境文化都市」として日常の活動で「環境を優先」し、市民、事業者、行政の適切な役割分担の下に廃棄物の減量と適正処理を推進していくものです。

### 環境文化都市宣言

平成19年3月23日決議

私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかかわりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。

自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。

私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

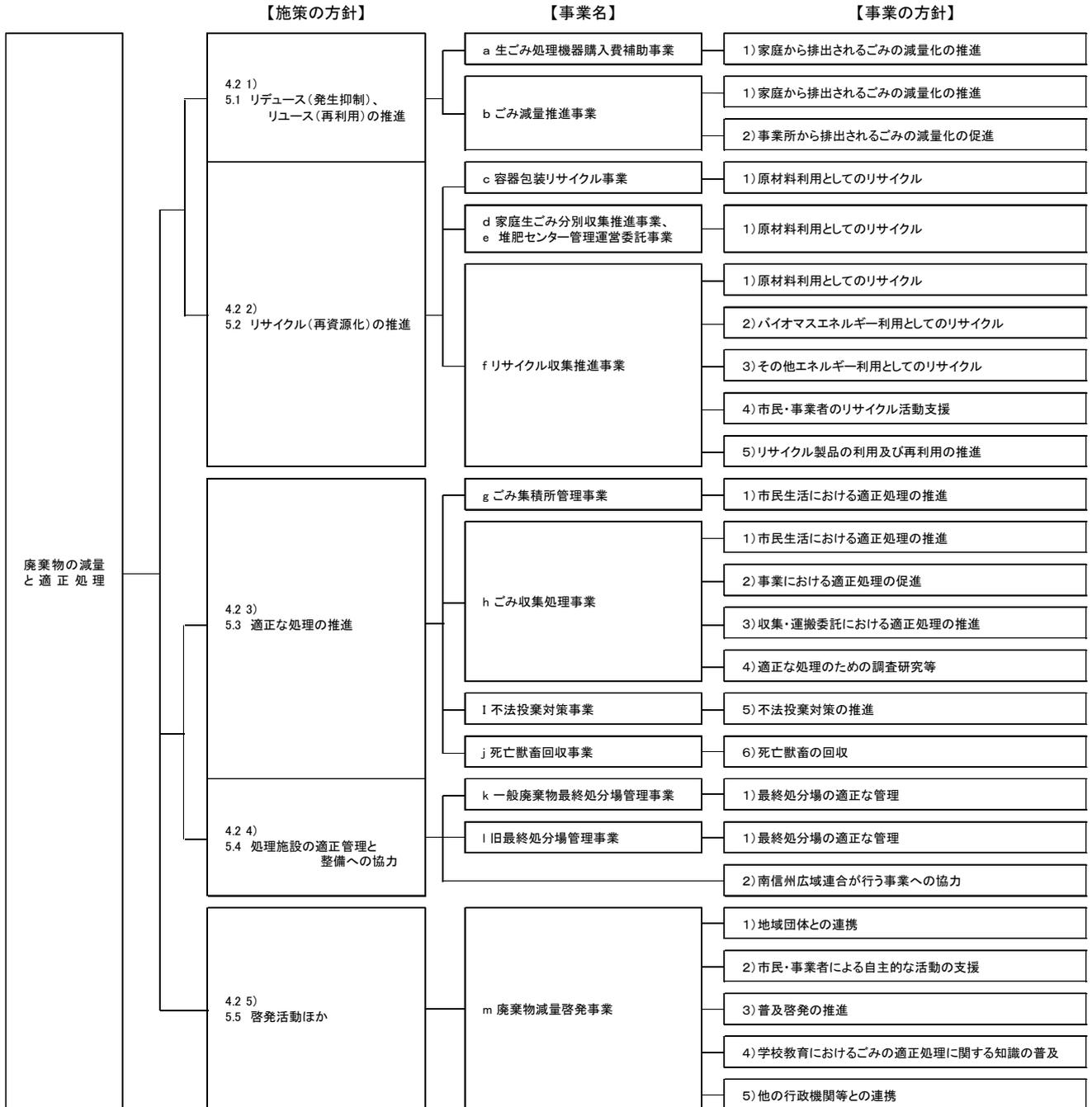


図 4-1 施策の概要

## 4. 2 施策の方向性及び事業の概要

### 1) リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）の推進

ごみの発生を抑制する取組みを推進します。また、不用品の再利用を図り、ごみとして排出されるものの減量を推進します。

#### a 生ごみ処理機器購入費補助事業

→生ごみ処理機器の購入費の一部補助を行い、家庭から排出される生ごみの減量を図ります。

#### b ごみ減量推進事業

→レジ袋削減など、消費者活動の支援などで家庭から排出されるごみの減量化を推進するほか、ISO14001などの環境マネジメントシステムの普及促進による自主的な計画により事業所から排出されるごみの減量化を推進します。

### 2) リサイクル（再資源化）の推進

ごみを可能な限り資源としてリサイクルし、焼却（熔融）や埋立などで処分されるものの減量を推進します。

#### c 容器包装リサイクル事業

→容器包装などの原材料利用としてのリサイクルを推進するほか、各地区まちづくり委員会への委託によりリサイクルステーションの管理運営を行います。

#### d 家庭生ごみ分別収集推進事業、e 堆肥センター管理運営委託事業

→家庭から排出される生ごみを分別収集して堆肥化します。また、飯田市堆肥センターの運営管理を委託により行います。

#### f リサイクル収集推進事業

→ごみ処理手数料制度の運用、資源物回収団体の支援などにより、リサイクルを推進します。

### 3) 適正な処理の推進

ごみの正しい分別による、適正な排出と処理の推進を図ります。また、不法投棄やごみのポイ捨て防止を推進します。

ごみの集積所については、適正配置、適正管理を推進します。また、社会の変化に対応したごみの収集、運搬の方法のあり方について研究を進めます。

#### g ごみ集積所管理事業

→家庭からの排出段階でのごみの適正化を図るため、各地区まちづくり委員会への委託により、ごみ集積所の管理運営を行います。

h ごみ収集処理事業

→業者への委託により、家庭からごみ集積所に出されたごみの収集運搬を行うほか、粗大ごみの戸別収集を行います。また、ごみリサイクルカレンダーを作成、配布し、ごみの適正処理を推進します。

i 不法投棄対策事業

→警察等と連携して不法投棄に対処するほか、パトロールの委嘱・実施、防犯策に対する補助金の交付などを行い、不法投棄対策を推進します。

j 死亡獣畜回収事業

→委託により、公共の場で死んでいる獣畜を回収します。

#### 4) 処理施設の適正管理と整備への協力

環境に配慮したごみの処理を行うとともに、施設の適正な維持管理に努めます。また、南信州広域連合など関係機関と連携し、地球環境に配慮した施設の整備に努めます。

桐林リサイクルセンターなど各処理施設においては、環境学習の場として活用していくことを推進します。

k 一般廃棄物最終処分場管理事業

→グリーンバレー千代の管理運営を行います。

l 旧最終処分場管理事業

→埋立を終えたイタチガ沢最終処分場と上村処分場の管理を行います。

#### 5) 啓発活動ほか

各家庭や事業所におけるごみの適正分別、適正処理に対する意識を高めます。

m 廃棄物減量啓発事業

→ポスターの募集・展示などにより適正な廃棄物処理に対する意識の高揚を図るほか、地域の美化活動を通じてごみの分別の徹底、ごみの減量を図ります。

#### 4. 3 計画の目標

本計画においてこれまでに示した方針を踏まえ、表 4-1 に示すとおり、目標を数値化して設定します。これらの数値は、「3 将来の予測」の時系列予測（推計式）に基づき、今後の社会経済状況等を勘案して設定したものです。推計では平成 20 年度以降の実績値に景気悪化の影響が考えられることから、最も減少幅の小さいものを採用しました。

高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化など、今後の指標の悪化要因も懸念されることから、本計画では、これらの推計値を目標値とし、確実に達成することを目指します。

将来の家庭系ごみの 1 人 1 日あたり排出量とごみの総排出量の推移については、図 4-2～3 に示します。

表 4-1 計画の目標値

項目	単位	実績値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)
人口	人	107,830	102,000
家庭系ごみ排出量	t/年	23,761	21,530
事業系ごみ排出量	t/年	5,399	5,416
総排出量	t/年	29,160	26,946
家庭系ごみ計画収集量+直接搬入量	t/年	22,578	20,562
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	604	578
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	137	145
総ごみ排出原単位	g/人・日	741	724
資源化量	t/年	9,684	8,789
リサイクル率	%	33.2	32.6
家庭系ごみリサイクル率 <sup>※</sup>	%	34.9	35.2
直接焼却量	t/年	17,868	16,809
最終処分量	t/年	2,730	2,407

※: 家庭系資源ごみ収集量 ÷ (家庭系ごみ計画収集量 + 直接搬入量) × 100

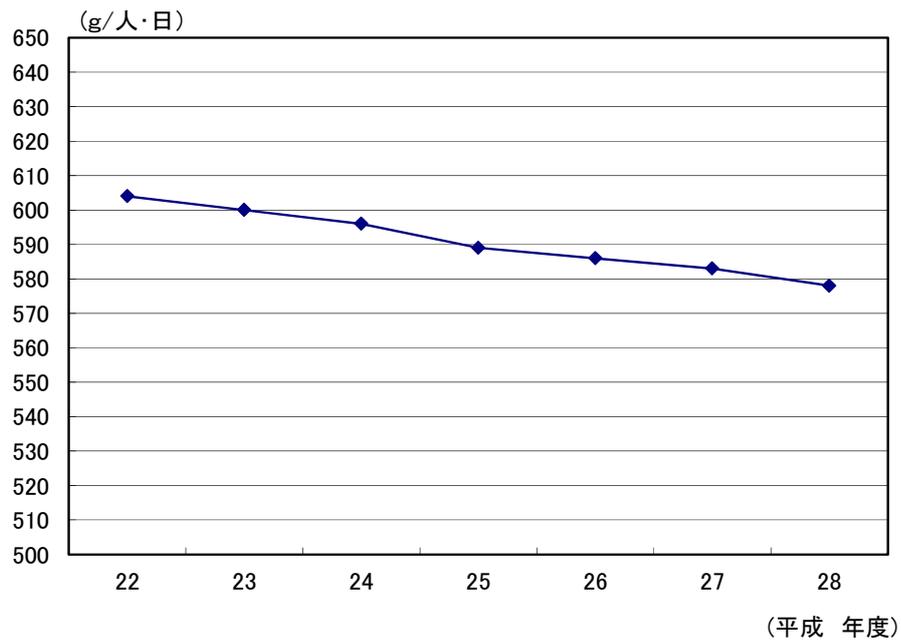


図 4-2 家庭系ごみ 1 人 1 日あたり排出量の推計値

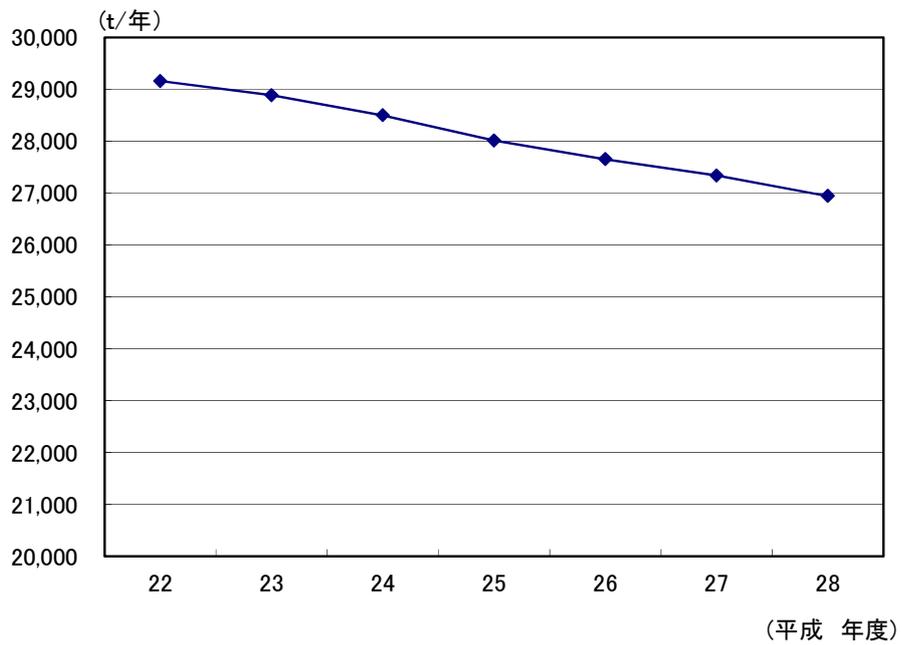


図 4-3 ごみ総排出量の推計値

## 5 ごみ処理基本計画

4. 2項において示した施策の方向性及び事業の概要に基づき、具体的な取組みについて以下に示します。

### 5. 1 リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）の推進

ごみ処理の中で最も優先すべきことは、ごみをできる限り減らすということです。消費段階においても、全ての主体のごみの減量への取組みをさらに推進します。

#### 1) 家庭から排出されるごみの減量化の推進

##### ① 家庭から排出される生ごみの減量

家庭から出る生ごみについて、市民自らが堆肥化その他減量対策（自家処理）をすることを促進するため、生ごみ処理機器の購入費に対する補助を継続して行います。

目標とする項目	平成22年度実績	平成28年度目標値
生ごみ処理機器の普及率 (A)÷(B)	18.5%	21.1%
生ごみ処理機器購入申請件数累計 (A)	6,634件	7,508件
世帯数(生ごみ分別収集参加町内を除く) (B) <sup>※1</sup>	35,949世帯	35,599世帯

※1：世帯数は各年度4月1日現在。

##### ② 買い物時の簡易包装化の推進

南信州レジ袋削減推進協議会へ参加し、平成21年2月よりレジ袋有料化（無料配布中止）を行ってきました。引き続き、マイバッグ持参運動を推進し、“平成26年9月までにレジ袋辞退率を95%以上にする”協議会の目標の達成を目指します。

##### ③ 桐林リサイクルセンターを活用する団体への支援

南信州広域連合の桐林リサイクルセンターを活用してリデュース・リユースの推進を図る団体への支援を行います。

##### ④ 家庭から排出されるごみを減量する方法の研究

ごみの適正処理啓発市民ボランティア<sup>※2</sup>をはじめ、市民と市が連携し、家庭から排出されるごみを減量する方法を研究します。

※2：市が平成20年度から毎年市民公募し、講座の受講等を通じごみの減量、適正処理等ごみについての知識を深め、市と協力し普及啓発を図るための集まり。

## 2) 事業所から排出されるごみの減量化の促進

### ① 南信州いいむす21等の環境マネジメントシステムに基づく自主的な計画による、事業系一般廃棄物の減量

事業者に対し、国際規格 ISO14001 や、同規格の基本的な取組みを簡易なシステムとして提供している「南信州いいむす 21」や「エコアクション 21」の認証取得を促進することで、環境マネジメントシステムの構築による、事業活動の中で発生する一般廃棄物の減量等について、PDCAサイクル<sup>※2</sup>に基づく継続的な管理、改善を推進します。

※2 PDCAサイクル：計画等について、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「点検・評価 (Check)」、「見直し (Act)」の4つの段階を順番に継続的に行う運営管理手法。

## 5. 2 リサイクル（再資源化）の推進

廃棄物を「捨てるから利用へ」の視点でとらえ、有効なリサイクルを推進します。可燃物などについてはエネルギー資源としての利用を推進します。

### 1) 原材料利用としてのリサイクル

#### ① 容器包装リサイクルの推進

容器包装リサイクル法に基づき、家庭から排出されるペットボトル、プラスチック製容器包装の収集運搬及び再資源化を推進します。

また、プラスチック製容器包装については、容器包装比率 95%以上（汚れたものを除いた、分別基準に適合したものの割合）を目指します。

#### ② その他リサイクルの推進

家庭から排出される紙類、金属類、ガラスびん、特定ごみの収集運搬及び再資源化を推進します。

#### ③ リサイクルステーションの適切な運営と管理の推進

各地区まちづくり委員会への委託により、リサイクルステーションの適切な運営と管理を行います。

#### ④ 家庭生ごみ分別収集の実施及び堆肥センターの管理運営

旧市内の一部地域において、家庭から排出される生ごみを分別収集し、畜産農家から排出される家畜ふん尿、苧農家から排出される廃培地などとともに飯田市堆肥センターで堆肥化します。

飯田市堆肥センターの運営は、事業に参画する農家と J A、飯田市が出資した「有限会社いいだ有機」に委託します。また、生ごみの分別の徹底を図るため、飯田市堆肥センターの見学会を実施します。

目 標 と す る 項 目	平成 22 年度 実績	平成 28 年度 目標値
家庭生ごみ分別収集量	169t/年	151t/年 <sup>※2</sup>
家庭生ごみ分別への参加世帯数 <sup>※1</sup>	2,926 世帯	2,848 世帯

※1：世帯数は各年度 4 月 1 日現在。

※2：平成 28 年度の目標値が平成 22 年度より減少しているのは、参加世帯数が減少するとともに、生ごみ排出原単位が減少すると推計したため。

#### ⑤ 各地区まちづくり委員会との協働によるごみの組成調査の実施

各地区まちづくり委員会との協働により、燃やすごみと埋立ごみの組成調査を実施し、容器包装等の資源物の混入状況を公表することで、リサイクルに係る市民の意識の向上を図ります。

### ⑥ ごみ処理費用負担制度の運用

ごみの排出者にごみの排出量に応じてごみ処理手数料の負担を求めることにより、ごみの減量を図ります。

### ⑦ 常設型リサイクルステーションの設置の検討

常設型のリサイクルステーションを設置し、収集日を設けずに常時、資源物を受け入れることを検討します。

### ⑧ 溶融スラグの活用

桐林クリーンセンターで燃やすごみの溶融処理に伴って生成される溶融スラグについて、公共事業をはじめとした建設資材としての活用を促進します。

## 2) バイオマスエネルギー利用としてのリサイクル

### ① 生ごみのエネルギー利用の検討

引き続き、一部地域における家庭生ごみ分別収集を実施するとともに、他の地域における生ごみのリサイクルについても検討を加えていきます。

ただし、生ごみの堆肥化については処理量の拡大に限界があるため、これ以上の拡大は難しい状況にあります。

一方で生ごみは、バイオマスエネルギーとして利用可能な地域資源として、その循環型社会形成への貢献が注目されています。

エネルギー利用が可能な市の生ごみの年間発生量は4,000 t強と推計されますが、そのエネルギー利用には一定規模の量の安定的な確保が求められ、剪定枝などの有機物を併せて処理することが有効であると考えられます。これらのものについての取り扱いを考慮すると、袋での収集・運搬が可能な乾式のメタン発酵方式が、飯田市にとって有用性が高いと考えられます。ただし、乾式メタン発酵方式は技術的に未確立な部分が多く、これに対する国の支援動向も未定の部分が多いため、検討中の南信州広域連合の次期ごみ処理施設建設計画を踏まえ、研究を進めていきます。

### 3) その他エネルギー利用としてのリサイクル

#### ① プラスチック類のエネルギー利用の検討

容器包装以外のプラスチック類は埋立ごみとして最終処分していますが、石油を原料とするプラスチック類は高い熱量を持っており、循環型社会形成のための地域資源ととらえ、限りある資源を有効に活用する必要があります。

また、プラスチック類の分別が複雑でわかりにくいという意見も寄せられています。

このため、容器包装以外のプラスチック類のエネルギー利用について、合理的でわかりやすい分別のあり方も含め検討を加えていきます。

#### ② エネルギー利用によるごみ分別収集体制への円滑な移行の検討

プラスチック類や生ごみのエネルギー利用の検討による、新たなごみの分別方法、効率的な収集・運搬等への円滑な移行を行うために、次期ごみ処理施設稼働前の前倒しでの実施を含め検討します。

### 4) 市民・事業者のリサイクル活動支援

#### ① 南信州いいむす21等の環境マネジメントシステムに基づく自主的な計画による、事業系一般廃棄物の再資源化の促進

事業者に対し、環境マネジメントシステムに基づき廃棄物の再資源化を行っていくことを促進します。

#### ② 食品スーパー等の店頭回収の利用促進

飯田市のウェブサイトやごみリサイクルカレンダー等による広報を通じ、食品スーパー等におけるトレイ、ペットボトル、紙パック、アルミ缶等の店頭回収の利用を促進します。

#### ③ 資源物回収団体への活動支援

あらかじめ飯田市資源物回収団体連絡協議会へ登録された、市内に居住する者で組織し、営利を目的としない団体に補助金を交付し、活動を支援します。

## 5) リサイクル製品の利用及び再利用の推進

### ① 公共物品購入におけるグリーン調達<sup>1</sup>の推進

市の調達する物品について、「飯田市グリーン購入基本方針」及び「飯田市グリーン購入調達指針」に基づき、環境負荷の少ない物品の購入を推進します。また、飯田市環境配慮型製品「ぐりいいんだ」の活用を推進します。

### ② 南信州いいむす21等の環境マネジメントシステムに基づく自主的な計画による、環境負荷の少ない製品利用の促進

事業者に対し、環境マネジメントシステムに基づき、環境負荷の少ない製品の利用を促進します。

### 5. 3 適正な処理の推進

ごみの減量、リサイクル、排出、中間処理などについては、それらの方法が適正に行われなければなりません。大気汚染や悪臭、水質汚濁、不法投棄など生活環境や自然環境の汚染の原因となることを防止し、さらに省資源・省エネルギーにつながる処理が市民、事業者、行政においてそれぞれ責任を持って行われるように、普及啓発、指導監督などを推進していきます。

#### 1) 市民生活における適正処理の推進

##### ① 市民参加で取り組むごみのないまちづくり

まちづくり委員会等との協働により、ごみの適正処理の普及・啓発を図ります。

アパート等の集合住宅については、管理者等が集積所の設置や居住者に対するごみの適正処理の指導を行うよう、働きかけていきます。

##### ② ごみ集積所の適切な運営と管理の推進

家庭からの排出段階でのごみの適正化を図るため、各地区まちづくり委員会への委託により、ごみ集積所の適切な運営と管理を行います。

##### ③ 集積所看板の設置

必要に応じて集積所の看板を設置します。また、多文化共生を図るための外国人への対応として、必要に応じて外国語による看板を設置します。

##### ④ ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別ガイドブックの作成、配布、閲覧

毎年、ごみ・リサイクルカレンダーを作成し、各戸に配布するとともに市の公式ウェブサイトにて閲覧できるようにします。

また、ごみ分別ガイドブックについても、市の公式ウェブサイトにて閲覧できるようにするとともに、ごみの分別が変更となる場合には、冊子を作成します。

リサイクルカレンダーとごみ分別ガイドブックについては、多文化共生を図るための外国人への対応として、外国語版を作成し、希望者へ配布します。

##### ⑤ 不適切な野外焼却の防止

廃棄物の違法な野外焼却の禁止を徹底するための啓発を行います。

##### ⑥ 粗大ごみ戸別収集の推進

家庭から排出される、自ら運搬できない粗大ごみを有料で戸別収集します。

### ⑦ ごみの集積所等への排出が困難な世帯のごみ収集の検討

高齢者や障害者等、集積所やリサイクルステーションへのごみ出しが困難な世帯のごみの収集について、現行の粗大ごみ戸別収集制度やまちづくり委員会等による助け合い制度による対応に加え、福祉政策による対応などについても、福祉部局等を交えて検討します。

### ⑧ 長期的なごみ収集のあり方の研究

高齢化や生活様式の多様化など、今後の社会動向の変化を見据えて、長期的なごみ収集のあり方について、利便性、効率性また費用等の面から、他自治体の事例等も踏まえ、研究を行います。

### ⑨ 在宅医療廃棄物の適正処理

高齢化や医療技術の進歩等に伴い、増加が見込まれる在宅医療廃棄物について、医師会、薬剤師会、行政機関等と連携し、廃棄物の種類に応じた適正な処理方法、その患者への告知等について検討をしていますが、今後も在宅医療の動向に応じた適正な処理について検討、推進をしていきます。

## 2) 事業における適正処理の促進

### ① 適正分別及び適正排出の促進

許可業者への指導の場を設けるなどし、事業系一般廃棄物を家庭系ごみの集積所に出したり、産業廃棄物を混入させたりすることのないよう、適正処理を促進します。

### ② 不適切な野外焼却の防止

廃棄物の違法な野外焼却を防止するための啓発を行います。

## 3) 収集・運搬委託における適正処理の推進

### ① 家庭から排出されるごみの収集運搬業者に対する適正処理の指導監督

飯田市が委託する収集及び運搬業務に関し、各種法制度の遵守を徹底させるとともに、一般廃棄物処理計画に基づく適正な処理を推進します。

また、月に1回、委託業者と懇談会を開き、市民からの要望や業者からの意見を聞く中で、さらなる業務の改善を促進していきます。

#### 4) 適正な処理のための調査研究等

##### ① ごみの性状、適正処理方法などについての調査研究及び情報収集

県、南信州広域連合及びその構成町村等と連携し、適正かつ効率的なごみ処理について研究します。

##### ② 市民との協働によるごみの調査データの活用

各地区まちづくり委員会との協働によるごみの組成調査等、市民との協働により調査したデータを、適正な処理のための研究に活用していきます。

##### ③ 廃棄物処理についてのデータ収集、分析研究及びその改善への反映等のシステム構築の検討

廃棄物処理に必要なデータについて、収集、蓄積、公開し、市民・事業者との協働により、その分析研究からさらなる改善へとつなげるための仕組みを、PDCAサイクルに基づいて構築することを検討します。

#### 5) 不法投棄対策の推進

##### ① 不法投棄者への厳正な対処

意図的、計画的に行われたと考えられる不法投棄について、警察、県等の行政機関と連携し、現行法令により厳正に対処します。

目 標 と す る 項 目	平成 22 年度 実績	平成 28 年度 目標値
不法投棄発見通報件数	222 件/年	160 件/年
不法投棄された廃棄物の量	6,976kg	6,300kg <sup>※1</sup>

※1：平成 19 年度から 22 年度までの各年度の 1 件あたりの不法投棄された廃棄物の量の平均値に、平成 28 年度の不法投棄発見通報件数目標値を乗じたもの。

##### ② 適正な処理の周知

家電リサイクル法に定められる家電 4 品目 [エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機] など、その処理の方法が指定されているものについては、処理方法の周知を図ります。

##### ③ パトロールの推進

地区ごとに 1 名の不法投棄パトロール員を委嘱し、不法投棄防止のためのパトロールを月に 2 回実施します。また、市職員による夜間パトロールを実施します。

#### ④ 環境美化による不法投棄されにくい環境づくりの推進及び支援

市民、土地・施設管理者、行政等が連携し、環境美化を図ることにより、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

アダプトシステム（信州ふるさとの道ふれあい事業）など、地域住民団体、市民、土地・施設管理者等の事業者が連携して地域の環境美化に取り組むことに対する支援を検討します。

また、ごみゼロの日（毎年5月30日）を中心に春と秋に行われる、一斉清掃などの環境美化運動を支援します。

さらに、市民の環境美化推進の意識を高揚し、不法投棄を許さないという機運を高めるための条例の制定について検討します。

#### ⑤ 不法投棄防止対策設備設置への支援

まちづくり委員会が不法投棄常習場所において設置するフェンスやネット、看板等の不法投棄防止対策設備に対して、補助金を交付します。

#### ⑥ 放置自動車への適切な対応

放置自動車について、条例等に基づき調査、認定及び使用者等への指導、撤去等または廃物認定、処分等を行います。また、処理期間の短縮等、より適正な処理を図るため、条例等の見直しを検討します。

#### ⑦ 不法投棄が多い廃棄物の特別回収等の実施

不法投棄が多い廃棄物の品目について、事業者等と連携し特別回収等を実施し、不法投棄の防止を推進します。

不法投棄が多い小型家電については、現状は埋立ごみとして収集して埋立処分していますが、最終処分場の残余容量を確保するため、また、鉄やアルミに加え、将来的にレアメタル等の非鉄金属を回収することを見据え、試験的に特別回収を実施するなど、回収方法の検討を行います。

### 6) 死亡獣畜の回収

#### ① 死亡獣畜の回収

道路上及び公共の場の環境衛生を保持するために、業者委託により死亡獣畜を回収します。

目 標 と す る 項 目	平成 22 年度 実績	平成 28 年度 目標値
死亡獣として回収された動物数	605 件	610 件
死亡獣畜回収数／死亡獣通報の数	100%	100%

## 5. 4 処理施設の適正管理と整備への協力

収集、運搬及び直接搬入された廃棄物が適正に最終処分されるよう適正管理を行っていきます。また、次期ごみ処理施設の更新について、協力を行っていきます。

### 1) 最終処分場の適正な管理

#### ① グリーンバレー千代の排出水の定期的な検査及び安全な管理の実施

南信州広域連合の桐林クリーンセンターで発生する残渣については、今後とも、処理量に応じた量をグリーンバレー千代で埋立処分していきます。

また、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 3 月 14 日総理府令・厚生省令 1 号）に定められる技術上の基準（BOD の計画流入水質：250mg/l・放流水質 60mg/l）に基づき、グリーンバレー千代を適切に管理していきます。

目 標 と す る 項 目	平成 22 年度 実績	平成 28 年度 目標値
年間埋立容量（総埋立廃棄物量＋総覆土量）	4,972m <sup>3</sup>	4,525m <sup>3</sup>
埋立総容量（総埋立廃棄物量＋総覆土量）の累計	14,224m <sup>3</sup>	45,544m <sup>3</sup>

#### ② 処分場跡地の適正な管理

埋立を終えたイタチガ沢最終処分場と上村最終処分場について、周辺の土壌及び水質（BOD の計画流入水質：200mg/l・放流水質 60mg/l）に係る定期的な検査や法面整備等を実施します。

### 2) 南信州広域連合が行う事業への協力

#### ① 桐林クリーンセンターの効率的かつ適正な運営への協力

ごみの削減やリサイクルに関する社会動向や市民の取組状況等を把握し、南信州広域連合の桐林クリーンセンターの効率的かつ適正な運営に協力します。

#### ② 桐林リサイクルセンターの利用促進への協力

南信州広域連合の桐林リサイクルセンターの利用促進について協力します。

#### ③ ごみ処理施設更新に向けての協力

南信州広域連合のごみ処理施設更新へ向けての建設用地の選定や処理方式などの検討に対し、次期施設の効率的かつ適正な運営に資するため、飯田市の将来のごみの量及び質を見定めるとともに、検討に反映させていきます。

## 5. 5 啓発活動ほか

ごみの散乱しない美しい環境形成のため、市民及び事業者の環境美化活動への取組みを支援するとともに、意識高揚のための普及啓発を推進します。

また、ごみの適正処理及び適切な処理施設の管理のためには、市民、事業者、関係自治体などの相互の協力や連携が必要なことから、関係者との十分な合意形成を図っていきます。

### 1) 地域団体との連携

#### ① 各地区まちづくり委員会等と連携したごみの削減と適正処理の推進

各地区まちづくり委員会、資源物回収団体、消費者団体、女性団体等と協力し、ごみの減量と適正処理を推進します。

#### ② 各地区まちづくり委員会と連携した環境美化推進事業への支援

各地区まちづくり委員会が主体となって実施する環境美化推進事業への支援を行います。

### 2) 市民・事業者による自主的な活動の支援

#### ① 公共施設の美化の推進

環境マネジメントシステム等に基づき、公共施設の美化を推進します。

#### ② 地域の美化活動の推進

地域の美化活動を通じ、ごみの分別の徹底、ごみの減量を図っていきます。

#### ③ 市民との協働による取組み研究の実施

ごみの適正処理啓発市民ボランティアとの協働により、ごみ減量、適正処理等の取組み方法等の研究を実施します。

#### ④ ボランティアごみ袋の交付による公共区域の清掃活動の支援

奉仕活動で公共区域の清掃活動を行う個人または各種団体へボランティア袋を交付することにより支援を行います。

### 3) 普及啓発の推進

#### ① 環境衛生施設への視察

ごみ処理施設など環境衛生施設への視察を通じて、地域の環境美化活動に役立ててもらいます。

#### ② ごみ分別学習会等への講師の派遣

廃棄物の適正な処理について知識を有する市民で市長が委嘱した者を、環境アドバイザーとして登録し、地域等で開催されるごみ分別学習会等へ講師として派遣します。また、リデュース、リユース、リサイクルによる循環型まちづくりを目指すための講座を実施します。

### 4) 学校教育におけるごみの適正処理に関する知識の普及

#### ① 小学生向けに副読本を配布

関係者との協力による学年レベルに応じたごみ処理に関する普及教育のため、小学生向けに副読本を配布します。

#### ② 適正な廃棄物処理に対する意識の高揚

ごみの散乱防止などについてのポスターや環境標語を募集し、優秀な作品の表彰、展示及び活用を通じ、適正な廃棄物処理に対する意識の高揚を図ります。

#### ③ 環境学習の一環としての資源回収の推進

小中学校のPTAを中心とした古紙等の資源物の回収を推進します。また、給食で発生する調理くずや食べ残しなどの生ごみの堆肥化を推進します。

#### ④ 学習会等の講師の紹介

環境アドバイザーを社会見学等の講師として紹介する事業を実施します。

#### ⑤ 学校いいむすの取組みの推進

小中学校における環境マネジメントシステムの取組みにより、義務教育においてごみの減量や分別などを推進します。

5) 他の行政機関等との連携

- ① 近隣町村との連携による、ごみの適正かつ効率的な処理の実施
- ② 県との連携によるごみの適正かつ効率的な処理の実施
- ③ その他関係団体などとの協力による適正処理の実施

## 5. 6 施策の体系と重点課題

### 1) 施策の体系

「5. 1 リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）の推進」から「5. 5 啓発活動ほか」に示した施策の体系を図 5-1 に示します。

### 2) 重点課題

施策のうち、次の2項目については、喫緊の課題として計画目標年度までの間に対応が必要であることから、重点課題として取り組みます。

#### ○ 高齢化社会に対応したごみの収集、分別の検討

飯田市における65歳以上の高齢者人口が全人口に占める高齢化率は平成22年に28.2%に達しており、全国の23.0%を大きく上回っています（いずれも国勢調査による）。今後も高齢化が急速に進行し、本計画の目標年度である平成28年度には31.7%に達すると予想されており、高齢化社会に対応したごみの収集、分別が必要となっています。

ごみの収集については、高齢者をはじめ現行の集積所やリサイクルステーションへのごみ出しが困難な世帯について、現行の粗大ごみ戸別収集制度やまちづくり委員会等による助け合い制度による対応に加え、福祉政策による対応などについても、福祉部局等を交え検討します。

また、常設型リサイクルステーションの設置の検討や食品スーパー等の店頭回収の利用促進による対応も併せて進めていきます。

さらに長期的には、高齢化をはじめ今後の社会動向の変化を見据え、ごみ収集のあり方について、利便性、効率性また費用等の面から、他自治体の事例等も踏まえ、研究を行います。

ごみの分別については、本計画策定段階において検討が行われている、南信州広域連合の次期ごみ処理施設建設計画に伴うその他プラスチック類のエネルギー利用の方針も踏まえ、高齢化の進行に対応した分別のあり方を検討します。

## ○ 飯田市最終処分場（グリーンバレー千代）の延命化

グリーンバレー千代については、平成 35 年度までの供用を計画しています。供用開始から 3 年程が経過し、平成 22 年度までの埋立容積の累計は実施計画の 9 割程で推移してきていますが、今後年度による変動が見込まれます。また、次期処分場建設については、用地確保の難しさや高額な建設費など、多くの課題が見込まれます。このため、グリーンバレー千代を少しでも長く使えるよう延命化を図る必要があります。

一方、容器包装以外のプラスチック類は埋立ごみとして最終処分していますが、最終処分場の残余容量を確保して延命化を図るためには、重量あたりの容積が大きいプラスチック類について、埋立以外の処分方法の検討が必要となっています。

また、近年のごみ処理施設は炉の性能が向上したほか、ダイオキシン類を含む排ガスの処理技術が進展したことで、プラスチック類を問題なく処理できるようになっています。また、南信州広域連合の桐林クリーンセンターでは、ごみの熱量を補う形で灯油が助燃剤として使われており、ごみ処理経費を押し上げる一因となっています。

このため、本計画策定段階において検討が行われている、南信州広域連合の次期ごみ処理施設建設計画に伴うその他プラスチック類のエネルギー利用の検討も踏まえ、今後のグリーンバレー千代において埋立処分される埋立ごみ量の推計を随時精査し、埋立ごみの減量策と併せ、計画的に延命化を進めていきます。

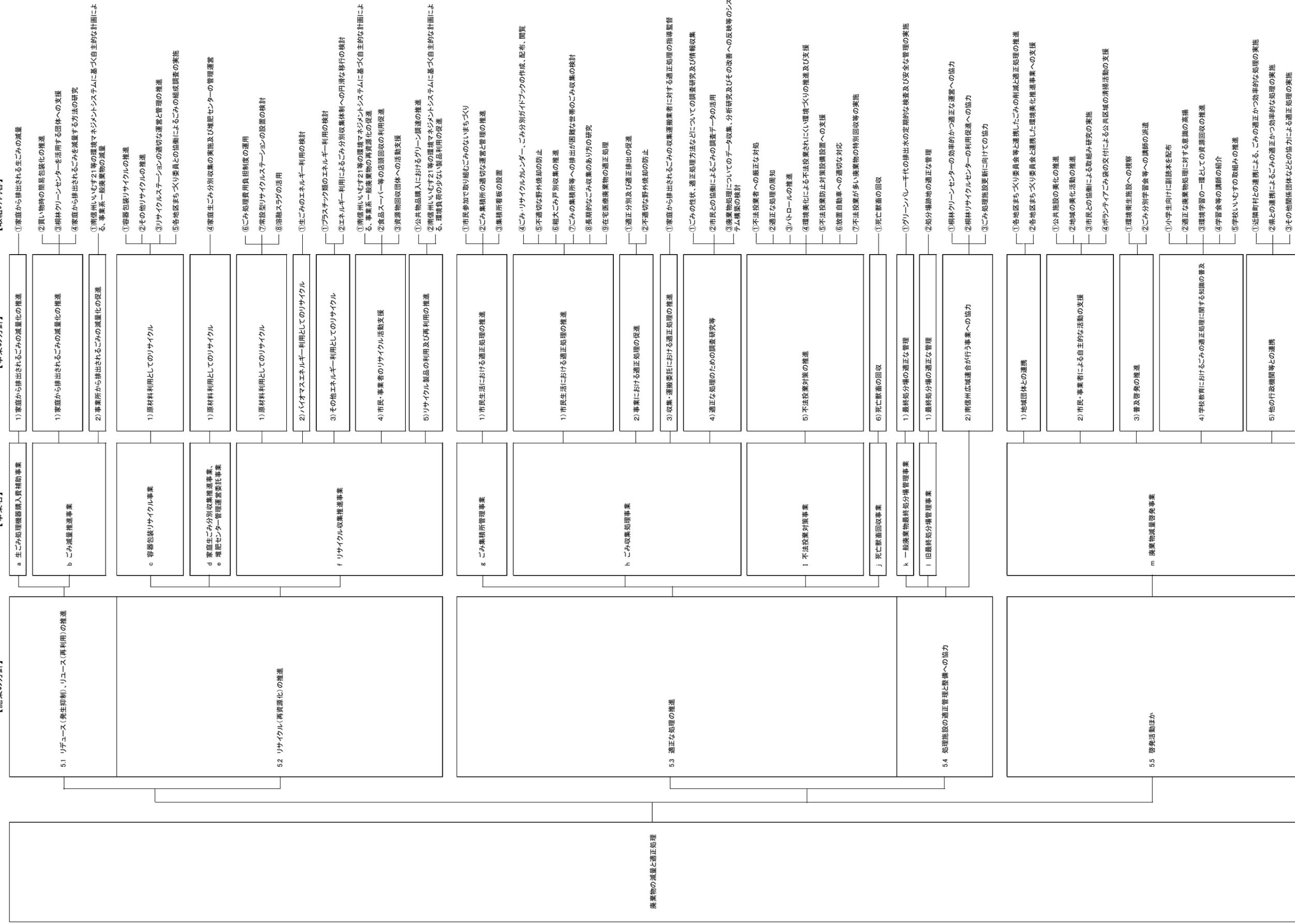


図5-1 施策の体系



## 5. 7 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別して収集するものとした一般廃棄物の分別の区分を、表 5-1 の左欄に示します。また、当該区分に応じて収集するものとした一般廃棄物の種類を同表の右欄に示します。

なお、市が分別して収集するものとした一般廃棄物は、家庭から排出されるものに限ります。

表 5-1 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分  
(家庭から排出されるものに限る)

分別区分		種類	
燃やすごみ(可燃ごみ)		紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、生ごみ(市長が指定した区域以外において排出されるものに限る。)、布団類、木製家具	
埋立ごみ(不燃ごみ)		ビニール類又はプラスチック類でできたもの及び大半がこれらのものでできたもの、ガラス類、皮製品、せともの、蛍光灯、灰、カーペット 小型家電(法令の規定に基づき再生利用すべきものを除く。)	
特定ごみ		乾電池、水銀体温計、使い捨てライター	
資源ごみ	紙資源	段ボール	段ボール
		新聞紙	新聞紙
		その他紙	雑誌、チラシ、牛乳パック、ジュースパックなど段ボール及び新聞紙のいずれにも該当しない紙
	金属資源		缶及び金属類
	ガラスびん	透明	ガラス製のジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、透明なガラスでできたもの
		茶	ガラス製のジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、茶色のガラスでできたもの
		その他	ガラス製のジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、透明又は茶色以外の色のガラスでできたもの
	ペットボトル※1		ポリエチレンテレフタレート(PET)を原料に成型された飲料、しょうゆ等のプラスチック製容器
	プラ資源※1		商品が入っていたプラスチック又はビニール製の容器包装(ペットボトルを除く。)
	生ごみ		市長が指定した区域において排出される生ごみ
粗大ごみ		ソファ、音響機器、マッサージ機、机、本棚、その他市長が認めるもの	

※1：容器包装リサイクル法に基づく。

## 5. 8 一般廃棄物の適正な処理を実施する者に関する基本的事項

### 1) 収集及び運搬を実施する者に関する事項

(1) 次の一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）については、次の(3)に該当するものを除き、飯田市が民間の業者に委託して収集及び運搬を行います。

- ① 燃やすごみ（5. 7項の分別の区分に規定するもの。以下②から④までに掲げるものも同様とする。）
- ② 埋立ごみ
- ③ 特定ごみ
- ④ 資源ごみ（ガラスびん及びペットボトルを除く。）
- ⑤ 粗大ごみ

(2) 次の一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）については、飯田市が市の指定する場所において各地区まちづくり委員会の協力の下に収集を行い、飯田市が民間の業者に委託して運搬を行います。

- ① ガラスびん
- ② ペットボトル

(3) 次の一般廃棄物については、市長が一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことについての許可をした者が収集又は運搬を行うこととします。これらの者が行う収集又は運搬については、飯田市が適切に指導及び監督を実施します。

- ① 事業系一般廃棄物
- ② (1)及び(2)に掲げるもののうち、収集又は運搬を行うことが困難又は不相当と市長が認めたもの
- ③ 排出者が、収集及び運搬の許可を受けた者に収集又は運搬を行わせることを選択したもの

(4) 一般廃棄物については、(1)から(3)までによるほか、排出者の選択により、適切な処分を実施する場所まで排出者自らが運搬をすることとします。

### 2) 収集又は運搬の許可に関する事項

前1)の(3)に規定する収集又は運搬を業として行うことの許可を行うに当たっては、法第7条第5項（同項第2号を除く。）の規定によるもののほか、次の事項に配慮して行うものとします。

(1) 収集の許可を行うに当たっては、次に掲げる事項とします。

- ① 適正な処理に資するため、許可を受ける者の収集の能力を考慮し、収集を行う区域を定め、及び許可を受ける者の数を適切な数とすること。
- ② 収集を行う対象となる一般廃棄物の種類に応じ、特に許可が必要と認められる一般廃棄物の収集及び運搬については、その許可を行うものであること。
- ③ 市長が特に必要と認めた場合を除き、市長が行う指導及び監督の実施が容易である区域に、営業所（営業活動の中心となる本店、支店等の事業所をいう。）を有する者に対して行うものとする。

(2) 運搬の許可を行うに当たっては、前(1)の③の事項とします。

### 3) 処分を実施する者に関する事項

(1) 次の一般廃棄物は、南信州広域連合のごみ中間処理施設において処分します。

- ① 燃やすごみであって、飯田市が民間の業者に委託して収集及び運搬を行ったもの
- ② 粗大ごみであって、飯田市が民間の業者に委託して収集及び運搬を行ったもののうち焼却することが適当と市長が認めたもの
- ③ 1) の(3)に掲げるもののうち、排出者が南信州広域連合のごみ中間処理施設において処分することを選択したものであって、焼却することが適当と南信州広域連合長が認めたもの
- ④ 排出者自らが南信州広域連合のごみ中間処理施設まで運搬したものであって、焼却することが適当と南信州広域連合長が認めたもの

(2) 次の一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）は、飯田市が飯田市の最終処分場において処分します。

- ① 埋立ごみであって、飯田市が民間の業者に委託して収集及び運搬を行ったもの
- ② 使い捨てライター
- ③ 埋め立てることが適当と市長が認めた次に掲げるもの
  - a 粗大ごみであって、飯田市が民間の業者に委託して収集及び運搬を行ったもの
  - b 排出者自らが飯田市の最終処分場まで運搬したもの

(3) 次の一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）は、飯田市が民間の業者に委託して再資源化を行います。

- ① 乾電池、水銀体温計又は資源ごみであって、飯田市が民間の業者に委託して収集及び運搬を行ったもの
  - ② ガラスびん及びペットボトルであって、次のいずれかに該当するもの
    - a 飯田市が市の指定する場所において各地区まちづくり委員会の協力の下に収集を行い、飯田市が民間の業者に委託して運搬を行ったもの
    - b 排出者の選択により、排出者自ら又は排出者が収集及び運搬の許可を受けた者に収集又は運搬を行わせることによって、市長が指定する場所まで運搬したもの
  - ③ 生ごみ（市長が指定した区域において排出されるものに限る。）
- (4) 次の一般廃棄物については、法の規定に基づき一般廃棄物の処分を業として行うことについての許可を受けた者が処分を行うこととします。これらの者のうち、飯田市長が許可を行った者が行う処分については、飯田市が適切に指導及び監督を実施します。
- ① 事業系一般廃棄物（南信州広域連合のごみ処理施設において処分を行うものを除く。）
  - ② 排出者の選択により、排出者自ら又は排出者が収集及び運搬の許可を受けた者に収集又は運搬を行わせることによって、適切な処分を実施する場所まで運搬したもの（南信州広域連合のごみ処理施設、飯田市最終処分場または飯田市が委託した民間の業者において処分を行うものを除く。）

## 6 計画の運営管理

本計画の運営管理は、図 6-1 に示す計画の策定・改定 (Plan)、計画に基づく施策の実施 (Do)、計画の評価 (Check)、基本計画及び実施計画の見直し (Act) の PDCA サイクル\*によって行い、継続的な改善を図っていきます。

運営管理の状況については、適宜、ウェブサイトや広報で公開するとともに、ごみの排出量や施策の実施状況については、毎年度、「環境レポート」で報告していきます。

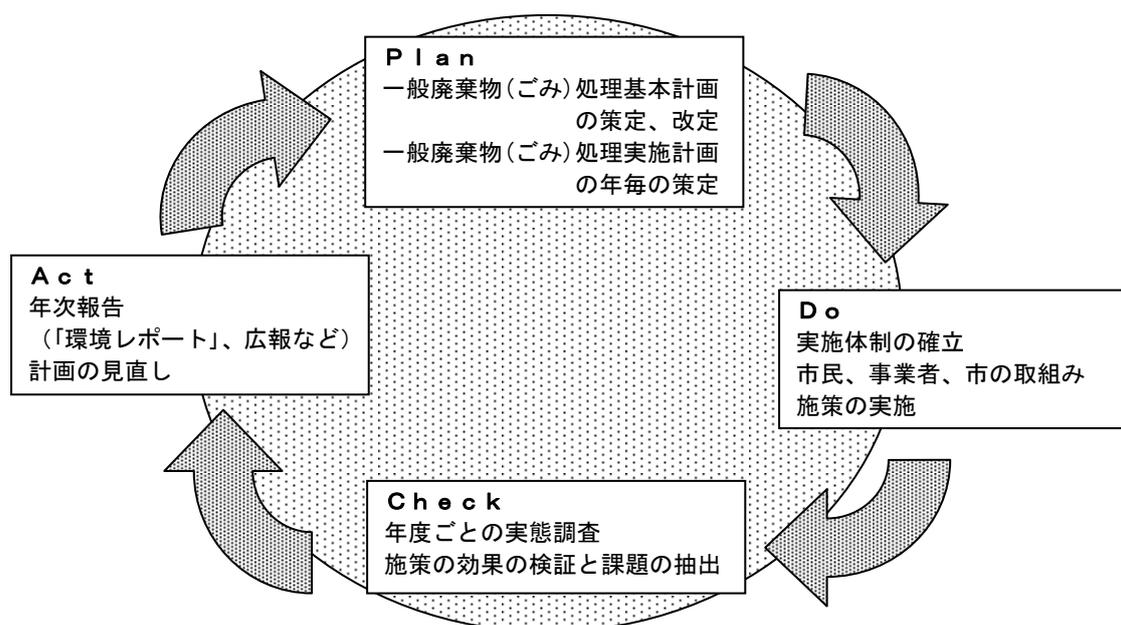


図 6-1 PDCA サイクルによる計画の運営管理

※: 「第 5 次基本構想基本計画」及び「21' いいだ環境プラン」においては、それらの進行を「PDS サイクル」(PLAN: 計画、DO: 実施、SEE: 評価)に基づいて行っていますが、本計画については、「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 20 年 6 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)に基づき、PDCA サイクルを取り入れました。

### 6. 1 計画の策定・改定 (Plan)

本計画の対象期間は、平成 24 年度 (2012 年度) から平成 28 年度 (2016 年度) までの 5 年間で、計画の目標年度を平成 28 年度 (2016 年度) とし、第 6 次飯田市基本構想基本計画の策定と、環境基本計画「21' いいだ環境プラン」の改定にあわせ、計画の改定を行っていきます。

## 6. 2 計画に基づく施策の実施 (Do)

廃棄物行政では、多岐にわたる積極的な施策の展開が必要です。また、質、量ともに高い水準の業務が要請されます。このため、庁内においては、職員及び監視員の知識と経験を向上させるとともに、他の部署とのより積極的な協力体制を確立していきます。

燃やすごみ等の処理については、今後も南信州広域連合による広域処理が行われますが、処理施設の効率的かつ適正な運営に協力していきます。

収集運搬等の業務については、今後も民間委託を推進し、効率的な事業の運営を行っていきます。

さらに、廃棄物に関する施策の推進、展開にあたって、市民及び事業者への情報公開と、市民及び事業者の参加の場づくりを行っていきます。

施策については、毎年度、一般廃棄物処理計画（年度実施計画）を策定して実施していきます。

## 6. 3 計画の評価 (Check)

毎年度、市民や事業者の協力も得る中で廃棄物の実態調査等を行い、ごみの排出、再資源化、処理の各段階における数量や質の把握を行っていきます。

また、それぞれの施策、事業及び取組みについては、第5次基本構想基本計画、21' いいだ環境プラン及びそれぞれの事務事業の進行管理に基づき、実態の動向を見極めながらその効果を検証して課題を抽出します。

コスト面では、費用対効果を考慮して効果的な施策を展開するため、経営的視点から評価を行っていきます。

## 6. 4 基本計画及び実施計画の見直し (Act)

実態調査等の結果について毎年作成される「環境レポート」や広報などで市民に報告を行い、ごみの減量及び適正処理の啓発を図ります。

また、抽出された課題の解決等のために、本計画を変更する必要性が生じた場合や、本計画の前提となる条件に大幅な変動が生じた場合等には、本計画の見直し等を含めて検討するとともに、各年度の実施計画の策定にも反映させていきます。